

平 18.1.27
総 37－3
基礎小 46－3

資 料

(国税関係)

目 次

1. 平成 18 年度税収	
・ 平成18年度租税及び印紙収入	1
・ 一般会計税収の推移	2
・ 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	3
・ 中期的な税収減（9 年度決算から18年度予算(案)まで）とその主な要因	4
2. 個人所得課税	
・ 三位一体の改革について（抄）	5
・ 税源移譲（案）	6
・ 税源移譲案による所得税・個人住民税の負担増減額（独身）	7
・ 税源移譲案による所得税・個人住民税の負担増減額（夫婦子2人）	8
・ 個人所得課税の定率減税	9
・ 定率減税の廃止による所得税・個人住民税の負担額の変化（年額ベース）	10
3. 法人関連税制	
・ 研究開発税制の見直し	11
・ 情報基盤強化税制の概要	12
・ 中小企業投資促進税制の見直し	13
・ 交際費課税の見直し	14
・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し	15
・ 同族会社の留保金課税制度の見直し	16
4. 土地・住宅税制	
・ 土地の売買等に係る登録免許税の特例（18年度改正案）	17
・ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設（案）	18
・ 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例	19
5. 国際課税	
・ 租税条約関係	20
・ 非永住者制度の適正化	21
・ 過少資本税制の見直し	22
(1)過少資本税制の対象となる負債の範囲の見直し	23
(2)過少資本税制の対象となる負債の利子の範囲の見直し	24

・ 租税条約上の情報交換規定に基づく情報収集手段の拡充	25
・ 移転価格税制の見直し	26
6. 酒税・たばこ税	
・ 酒税の見直し（案）	27
・ 税負担の変化	
(1)低アルコール分の発泡性酒類（350ml）	28
(2)清酒等（1ℓ）	29
・ 酒税の税率構造の概要（改正案）	30
・ 酒税の税率構造の概要（現行）	31
・ 低アルコール分の酒類等の小売価格	32
・ たばこ税等の税率引上げ（平成18年度改正）	33
・ 主な紙巻たばこの改正による税負担割合等の変化（試算）	34
・ たばこ税等の税収、販売数量の推移	35
7. 社会経済情勢の変化への対応	
・ 地震保険料控除の創設（案）	36
・ 《参考》地震保険料控除の創設（案）	37
・ 所得税の寄付金控除（案）	38
・ 申告書の公示制度	39
・ 給与の源泉徴収票等の電子交付	40
・ 役員給与の損金算入のあり方の見直し	41
・ 実質的な一人会社のオーナー役員への役員給与の損金算入制限措置	42
・ 認定NPO法人制度の改正（概要）	43
8. その他	
・ 相続税の納付の方法	44
・ 物納制度の見直し（案）（ポイント）	45
・ 郵送等による申告書等の提出時期	46
・ 期限後申告を自主的に行った場合の加算税の取扱い	47
・ 無申告加算税の割合の見直し	48
・ 更正の請求制度	49
・ 源泉所得税の徴収の引継	50

1.平成18年度税収

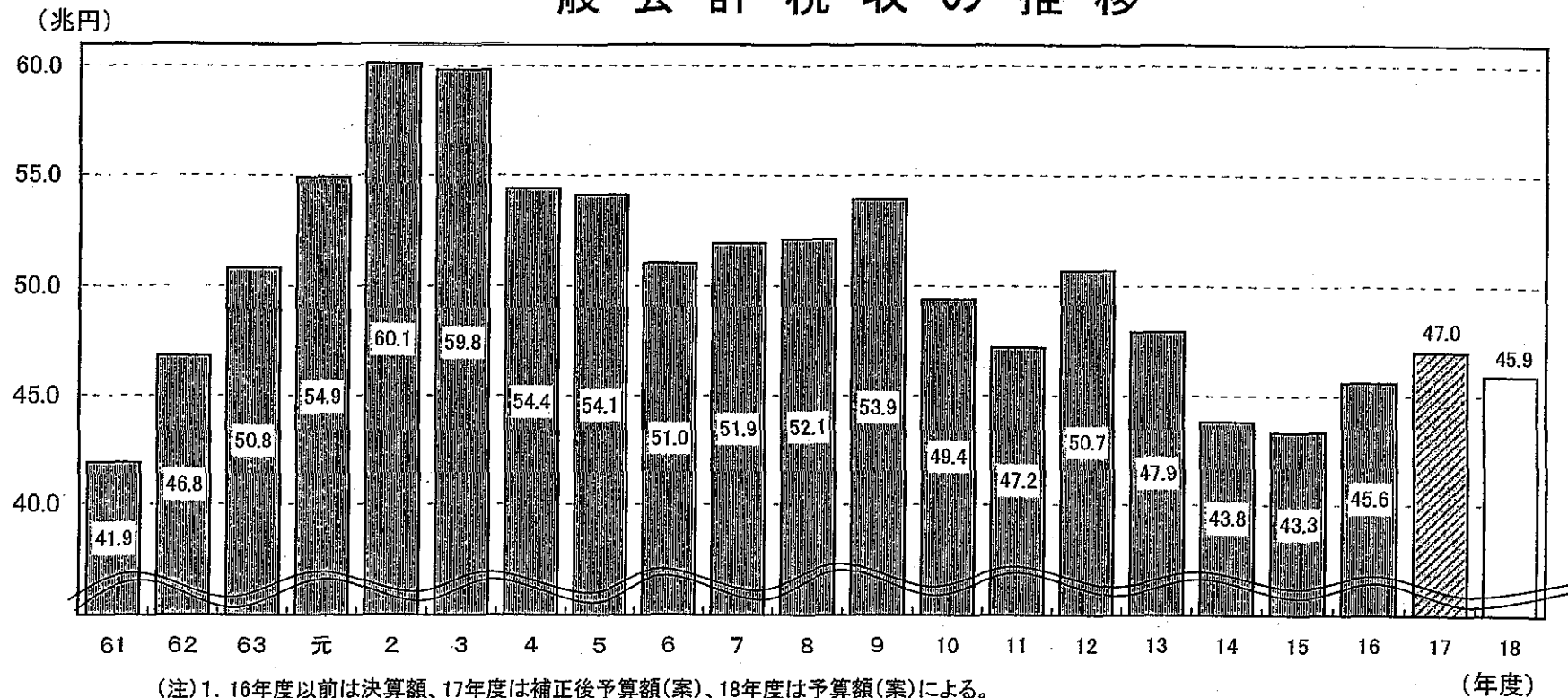
平成18年度租税及び印紙収入

(単位:億円、%)

税 目	前年度予算額		平成18年度 予算額(案) (B)	比較増減(△)額	
	当 初 (A)	補正後(案)		(B-A)	伸 率
源泉所得税	108,350	121,860	104,250	△ 4,100	△ 3.8
申告所得税	23,290	24,970	23,630	340	1.5
(所得税計)	(131,640)	(146,830)	(127,880)	(△ 3,760)	(△ 2.9)
法人税	115,130	124,730	130,580	15,450	13.4
相続税	12,450	14,970	13,800	1,350	10.8
消費税	101,640	104,680	105,380	3,740	3.7
酒税	16,250	16,250	15,720	△ 530	△ 3.3
たばこ税	8,620	8,620	9,400	780	9.0
揮発油税	21,730	21,730	21,560	△ 170	△ 0.8
石油ガス税	150	150	140	△ 10	△ 6.7
航空機燃料税	890	890	870	△ 20	△ 2.2
石油石炭税	5,000	5,000	4,760	△ 240	△ 4.8
自動車重量税	7,550	7,550	7,370	△ 180	△ 2.4
関税	7,790	7,790	9,060	1,270	16.3
とん税	90	90	90	0	0.0
印紙収入	11,140	11,140	12,170	1,030	9.2
一般会計分計	440,070	470,420	458,780	18,710	4.3

(注) 平成18年度予算額(案)の源泉所得税及び申告所得税は、所得譲与税による税源移譲(平成18年度追加分 △18,930億円(源泉所得税 △15,680億円、申告所得税 △3,250億円))控除後の計数である。

一般会計税収の推移



(注) 1. 16年度以前は決算額、17年度は補正後予算額(案)、18年度は予算額(案)による。

2. 上記計数は、所得譲与税による税源移譲(16年度 △0.4兆円、17年度 △1.1兆円、18年度 △3.0兆円)控除後のものである。

(参考)一般会計税収の予算額と決算額の推移

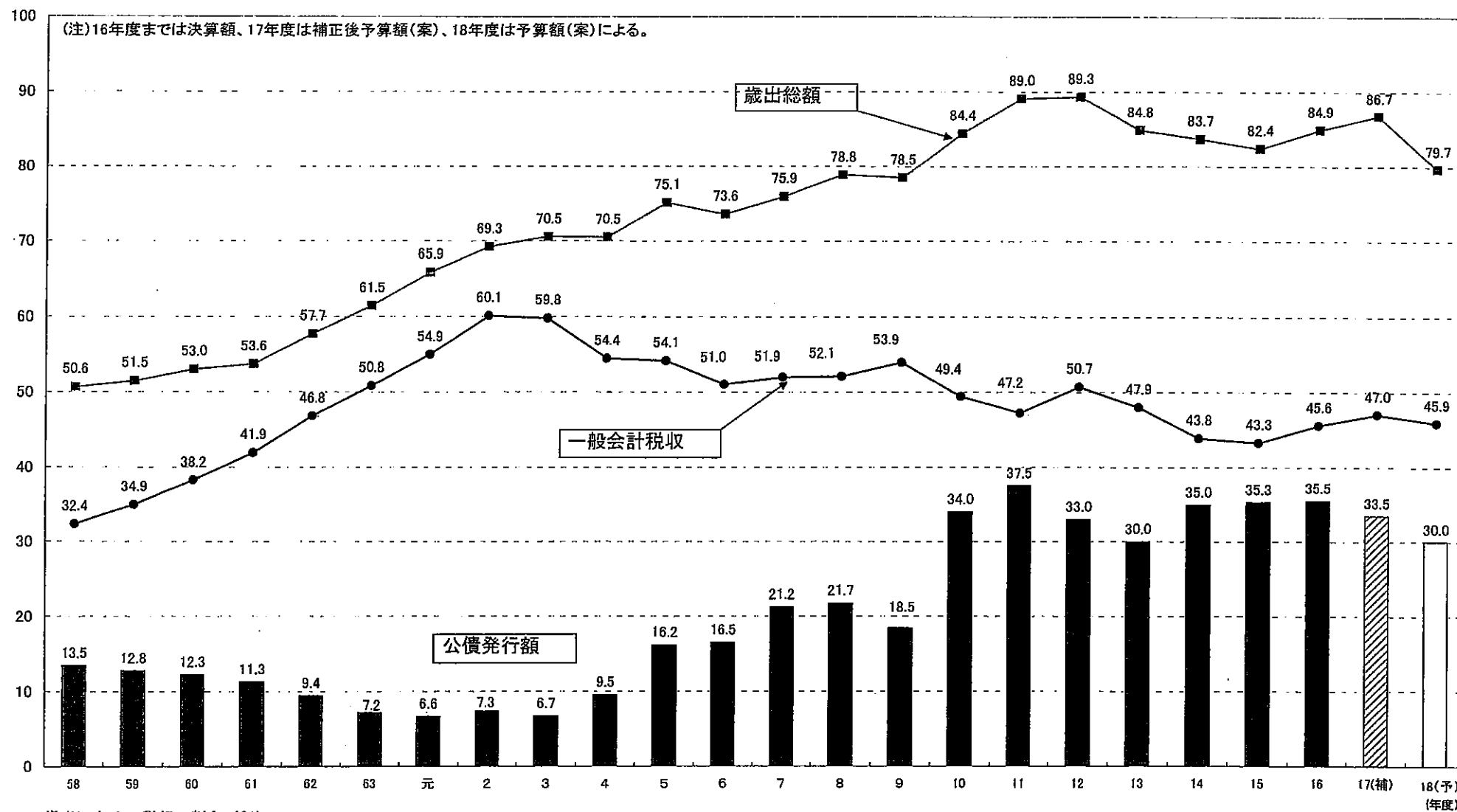
(単位:億円)

区 分 年 度	予 算 額			決 算 額 (対前年度 増 減 額) C	対 当 初 額 (C - A)	対 補 正 後 増 減 額 (C - B)
	当 初 A	補 正 額	補 正 後 B			
平成 13	507,270	▲ 11,020	496,250	479,481 (▲ 27,644)	▲ 27,789	▲ 16,769
14	468,160	▲ 25,400	442,760	438,332 (▲ 41,149)	▲ 29,828	▲ 4,428
15	417,860	-	417,860	432,824 (▲ 5,508)	14,964	14,964
16	417,470	22,940	440,410	455,890 (23,066)	38,420	15,480
17	440,070	30,350	470,420			
18	458,780					

(注) 単位未満は四捨五入によっている。

(兆円)

一般会計税收、歳出総額及び公債発行額の推移

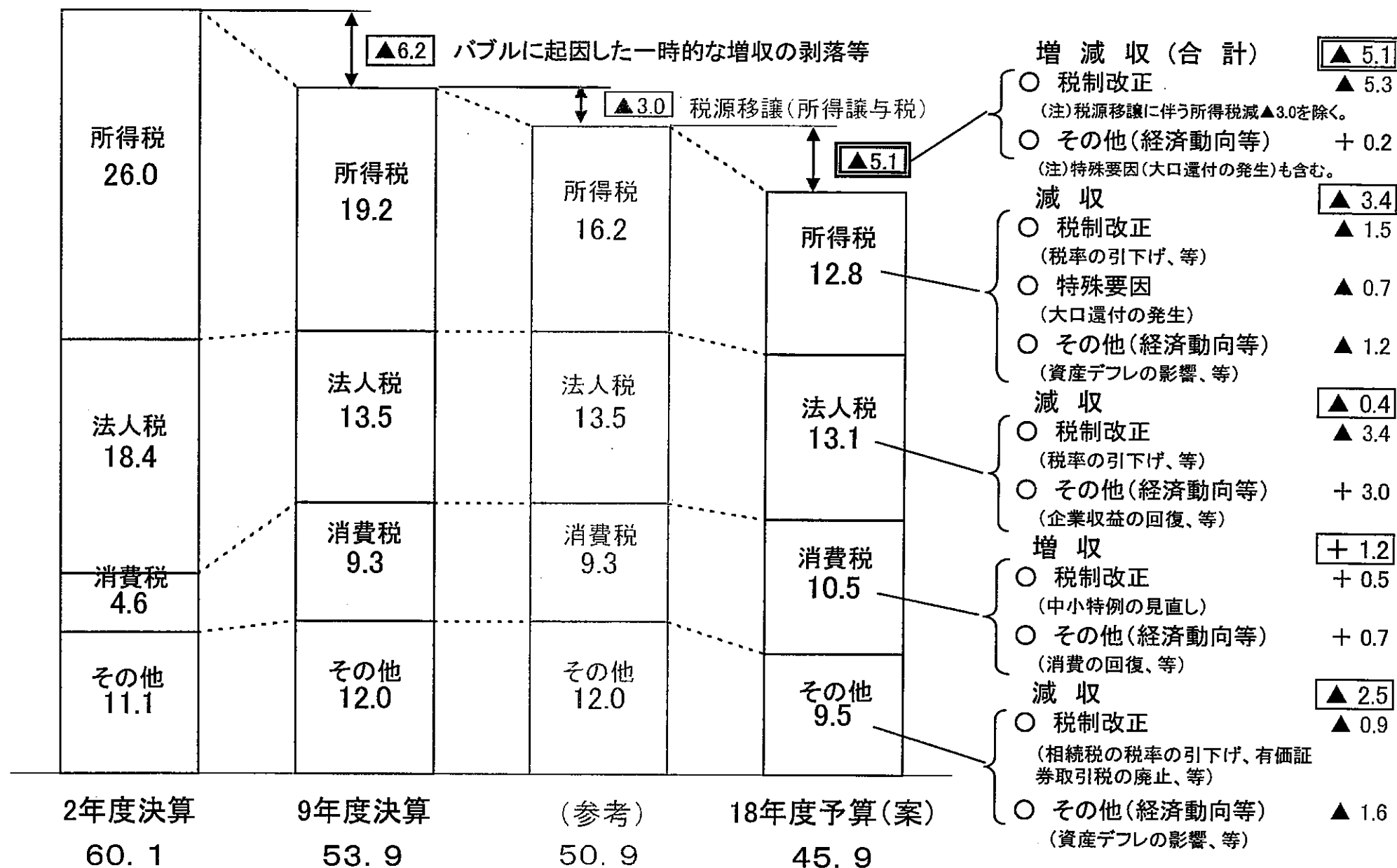


歳出に占める税收の割合 (%)

58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17(補)	18(予)
63.9	67.8	72.1	78.1	81.1	82.7	83.4	86.8	84.8	77.2	72.1	69.3	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	54.3	57.6

中期的な税収減(9年度決算から18年度予算(案)まで)とその主な要因

(単位:兆円)



(注) 1. 上記の税制改正による増減収額は、平成10～18年度における主な税制改正に伴う増減収額を単純に合計したものである。

2. 18年度予算(案)の一般会計計及び所得税は、所得譲与税による税源移譲(▲3.0兆円)控除後の計数である。

3. 計数は、原則として四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

2.個人所得課税

三位一体の改革について（抄）

平成17年11月30日
政府・与党

2. 税源移譲について

- (1) 税源移譲は、上記1. 及びこれまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえ、別紙2のとおり、3兆円規模とする。
- (2) この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成18年度予算においては、別紙2の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

（別紙2）

1. これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、3兆円規模の税源移譲を行う。
2. 上記1. の税源移譲は、次のとおりとする。

(1) 今回決定分

・厚生労働省
・文部科学省
・農林水産省
・経済産業省
・国土交通省
・環境省
・総務省

6,100億円程度
5,020億円程度
90億円程度
300億円程度
50億円程度
610億円程度
30億円程度
5億円程度

(2) 既決定分

2兆3,990億円程度

税源移譲額 合計

3兆0,090億円程度

（注）既決定分は、昨年の政府・与党合意で決定済みのもの（暫定措置とされた義務教育費国庫負担金分8,500億円程度を含む。）及び平成16年度分の合計額。

3. 平成18年度予算においては、上記2. の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

税 源 移 譲 (案)

【改正案】

所得税及び個人住民税の税率構造を以下のとおり改正する。

所 得 税			個 人 住 民 税	
課 税 所 得		税率	課 税 所 得	標準税率
～	195万円	5%	一 律	10%
195万円	～ 330万円	10%		
330万円	～ 695万円	20%		
695万円	～ 900万円	23%		
900万円	～ 1, 800万円	33%		
1, 800万円	～	40%		
			※ 減額措置 全世帯において人的控除の 差を考慮した減額措置を実施	

(注)所得税については平成19年分から、個人住民税については平成19年度分から適用する。

【現行】

所 得 税			個 人 住 民 税	
課 税 所 得		税 率	課 税 所 得	標 準 税 率
～ 330万円	10%		～ 200万円	5%
330万円 ～ 900万円	20%		200万円 ～ 700万円	10%
900万円 ～ 1,800万円	30%		700万円 ～	13%
1,800万円 ～	37%			

税源移譲案による所得税・個人住民税の負担増減額(独身)

給与収入	所 得 税			個 人 住 民 税			所 得 税 + 個 人 住 民 税		
	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,000,000	64,000	32,000	△ 32,000	34,500	66,500	32,000	98,500	98,500	0
3,000,000	124,000	62,000	△ 62,000	64,500	126,500	62,000	188,500	188,500	0
4,000,000	188,000	94,000	△ 94,000	96,500	190,500	94,000	284,500	284,500	0
5,000,000	258,000	160,500	△ 97,500	163,000	260,500	97,500	421,000	421,000	0
6,000,000	328,000	230,500	△ 97,500	233,000	330,500	97,500	561,000	561,000	0
7,000,000	474,000	376,500	△ 97,500	307,000	404,500	97,500	781,000	781,000	0
8,000,000	634,000	536,500	△ 97,500	387,000	484,500	97,500	1,021,000	1,021,000	0
9,000,000	794,000	696,500	△ 97,500	467,000	564,500	97,500	1,261,000	1,261,000	0
10,000,000	966,000	868,500	△ 97,500	553,000	650,500	97,500	1,519,000	1,519,000	0
11,000,000	1,148,000	1,063,700	△ 84,300	657,200	741,500	84,300	1,805,200	1,805,200	0
12,000,000	1,330,000	1,273,000	△ 57,000	775,500	832,500	57,000	2,105,500	2,105,500	0
13,000,000	1,533,000	1,503,300	△ 29,700	893,800	923,500	29,700	2,426,800	2,426,800	0
14,000,000	1,806,000	1,803,600	△ 2,400	1,012,100	1,014,500	2,400	2,818,100	2,818,100	0
15,000,000	2,079,000	2,103,900	24,900	1,130,400	1,105,500	△ 24,900	3,209,400	3,209,400	0
16,000,000	2,364,000	2,417,400	53,400	1,253,900	1,200,500	△ 53,400	3,617,900	3,617,900	0
17,000,000	2,649,000	2,730,900	81,900	1,377,400	1,295,500	△ 81,900	4,026,400	4,026,400	0
18,000,000	2,934,000	3,044,400	110,400	1,500,900	1,390,500	△ 110,400	4,434,900	4,434,900	0
19,000,000	3,219,000	3,357,900	138,900	1,624,400	1,485,500	△ 138,900	4,843,400	4,843,400	0
20,000,000	3,504,000	3,671,400	167,400	1,747,900	1,580,500	△ 167,400	5,251,900	5,251,900	0
25,000,000	5,106,100	5,416,000	309,900	2,365,400	2,055,500	△ 309,900	7,471,500	7,471,500	0
30,000,000	6,863,600	7,316,000	452,400	2,982,900	2,530,500	△ 452,400	9,846,500	9,846,500	0
40,000,000	10,378,600	11,116,000	737,400	4,217,900	3,480,500	△ 737,400	14,596,500	14,596,500	0
50,000,000	13,893,600	14,916,000	1,022,400	5,452,900	4,430,500	△ 1,022,400	19,346,500	19,346,500	0

(注) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

税源移譲案による所得税・個人住民税の負担増減額(夫婦子2人)

給与収入	所 得 税			個 人 住 民 税			所 得 税 + 個 人 住 民 税		
	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,000,000	0	0	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
4,000,000	49,000	24,500	△ 24,500	41,000	65,500	24,500	90,000	90,000	0
5,000,000	119,000	59,500	△ 59,500	76,000	135,500	59,500	195,000	195,000	0
6,000,000	189,000	94,500	△ 94,500	122,000	216,500	94,500	311,000	311,000	0
7,000,000	263,000	165,500	△ 97,500	196,000	293,500	97,500	459,000	459,000	0
8,000,000	356,000	258,500	△ 97,500	276,000	373,500	97,500	632,000	632,000	0
9,000,000	516,000	418,500	△ 97,500	356,000	453,500	97,500	872,000	872,000	0
10,000,000	688,000	590,500	△ 97,500	442,000	539,500	97,500	1,130,000	1,130,000	0
11,000,000	870,000	772,500	△ 97,500	533,000	630,500	97,500	1,403,000	1,403,000	0
12,000,000	1,052,000	954,500	△ 97,500	631,200	721,500	90,300	1,683,200	1,676,000	△ 7,200
13,000,000	1,234,000	1,162,600	△ 71,400	749,500	812,500	63,000	1,983,500	1,975,100	△ 8,400
14,000,000	1,416,000	1,371,900	△ 44,100	867,800	903,500	35,700	2,283,800	2,275,400	△ 8,400
15,000,000	1,662,000	1,645,200	△ 16,800	986,100	994,500	8,400	2,648,100	2,639,700	△ 8,400
16,000,000	1,947,000	1,958,700	11,700	1,109,600	1,089,500	△ 20,100	3,056,600	3,048,200	△ 8,400
17,000,000	2,232,000	2,272,200	40,200	1,233,100	1,184,500	△ 48,600	3,465,100	3,456,700	△ 8,400
18,000,000	2,517,000	2,585,700	68,700	1,356,600	1,279,500	△ 77,100	3,873,600	3,865,200	△ 8,400
19,000,000	2,802,000	2,899,200	97,200	1,480,100	1,374,500	△ 105,600	4,282,100	4,273,700	△ 8,400
20,000,000	3,087,000	3,212,700	125,700	1,603,600	1,469,500	△ 134,100	4,690,600	4,682,200	△ 8,400
25,000,000	4,591,800	4,860,000	268,200	2,221,100	1,944,500	△ 276,600	6,812,900	6,804,500	△ 8,400
30,000,000	6,349,300	6,760,000	410,700	2,838,600	2,419,500	△ 419,100	9,187,900	9,179,500	△ 8,400
40,000,000	9,864,300	10,560,000	695,700	4,073,600	3,369,500	△ 704,100	13,937,900	13,929,500	△ 8,400
50,000,000	13,379,300	14,360,000	980,700	5,308,600	4,319,500	△ 989,100	18,687,900	18,679,500	△ 8,400

(注) 1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。

2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

個人所得課税の定率減税

○ 所得税
税額の10%
相当額を控除
(12.5万円を限度)

○ 個人住民税
所得割額の7.5%
相当額を控除
(2万円を限度)

定率減税額

【改正案】
18年(度)分を
もって廃止

【 現 行 】
定率減税あり

【 改正案 】
定率減税なし

定率減税の廃止による所得税・個人住民税の負担額の変化(年額ベース)

改正案

(単位 : 万円)

給与収入	夫婦子2人			独身		
	定率減税なし (a)	定率減税あり (b)	(a)-(b)	定率減税なし (a)	定率減税あり (b)	(a)-(b)
300万円	0.9	0.8	0.07	18.9	17.1	1.7
500万円	19.5	17.7	1.8	42.1	38.3	3.8
700万円	45.9	41.8	4.1	78.1	71.4	6.7
1,000万円	113.0	104.1	8.9	151.9	140.2	11.7
1,500万円	264.8	250.3	14.5	320.9	306.4	14.5

(注) 1. 夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。

2. 夫婦子2人の場合は、給与所得者が1人の場合の負担額である。

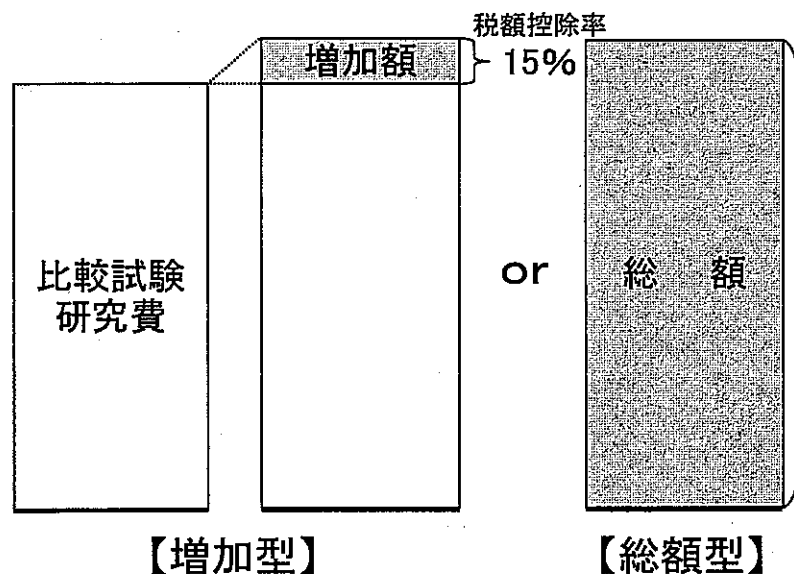
3. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

4. 定率減税額は、所得税額の10%(12.5万円を限度)、個人住民税所得割額の7.5%(2万円を限度)として計算している。

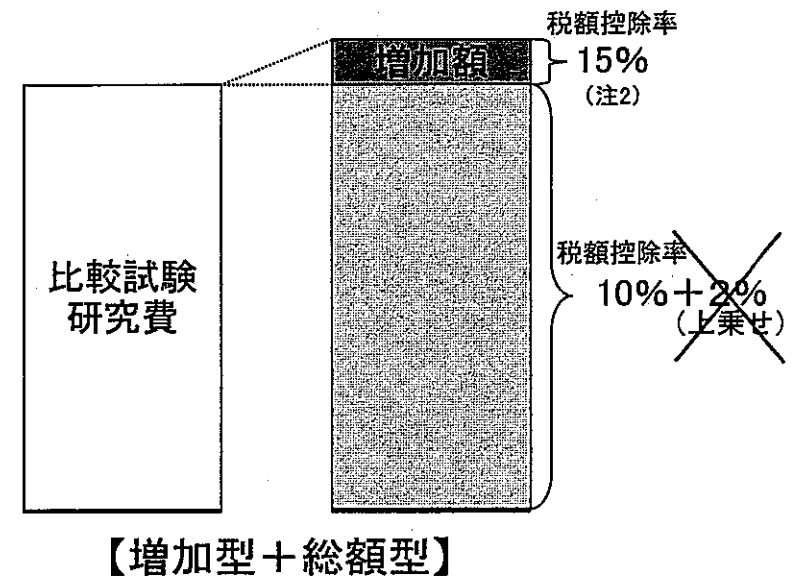
3.法人関連税制

研究開発税制の見直し (「増加型」と「総額型」の統合)

＜現 行＞
—下記の選択制—



＜改正案＞
—制度を統合—



制度の統合

税額控除率
10%+2%
(注1) (上乗せ)

税額控除率
15%
(注2)

税額控除率
~~10%+2%~~
(上乗せ)

増加型と総額型の統合により研究開発費を増加させるインセンティブを付与。

〔オーファンドラッグ(希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器)の試験研究費については、産学官連携の場合と同様一律12%の税額控除を行う。〕

(注1)総額型の控除率は、売上高に占める試験研究費の割合に応じて8～10%(中小企業者等については12%)となる。

(注2)増加額については、総額型の控除率に5%上乗せすることになる。
即ち、増加額については、大企業は13～15%、中小企業者等は17%の控除率となる。(2年間(平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間)の時限措置)

情報基盤強化税制の概要

情報基盤強化税制の仕組み（案）

産業競争力の向上に資する一定の情報セキュリティ対策対応設備等の取得等
（国内の事業に限定）

基準取得価額の10%の税額控除

又は

通常の減価償却に基準取得価額の50%を上乘せ（特別償却）

○ 対象設備

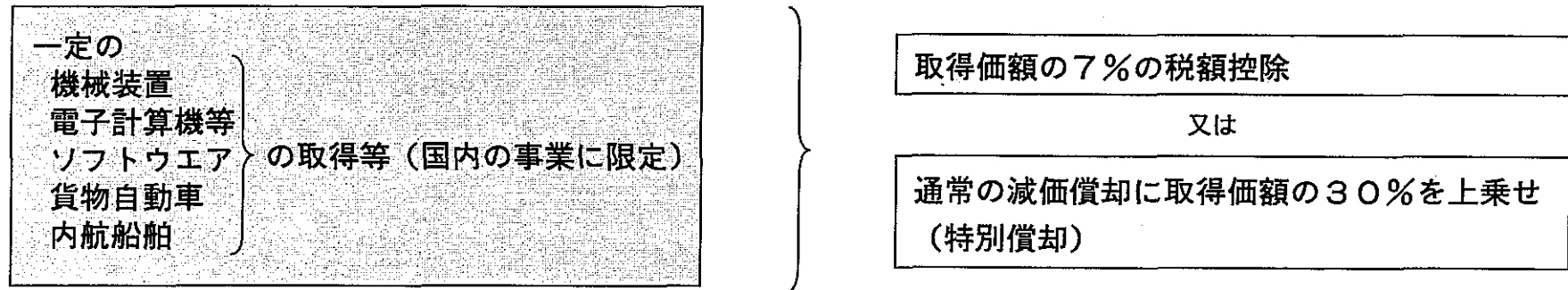
ISO15408 認証（セキュリティ対応）を受けた次のソフトウェア等の年間投資額の合計が1億円以上（資本金1億円以下の法人については、300万円以上※、資本金1億円超10億円以下の法人については3,000万円以上）の場合のこれらの機器

- ・OS（これと同時に設置されるサーバーを含む。）
- ・データベース管理ソフトウェア（これと同時に設置されるアプリケーションソフトウェアを含む。）
- ・ファイアーウォール（組織内のコンピュータネットワークへ外部から侵入されることを防ぐシステムをいう。）

※ リースの場合は、リース費用の総額が420万円以上

○ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等をする対象設備について適用

中小企業投資促進税制の見直し



中小企業投資促進税制の改正後の仕組み（案）

中小企業者等が、一定の機械等の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却との選択適用（一定の要件を満たすリース契約により賃借するリース資産についても税額控除を適用）が認められる。

○ 対象設備

- ① 機械装置
- ② 電子計算機、デジタル複合機及び一定のソフトウェア
- ③ 貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以上のもの）
- ④ 内航船舶

○ 平成 10 年 6 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に取得等をする対象設備について適用

交 際 費 課 税 の 見 直 し

改正案

○ 一人当たり 5,000 円以下の飲食費（役職員の間の飲食費を除く。）を損金算入する。

〔 ○ 資本金が 1 億円以下の法人について、定額控除額（400 万円）までの金額の損金
算入割合を 90%とする。 〕

（注）平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度について
適用

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し

中小企業者等のみ ⇒ 本則	取得価額	償却方法	【改正案】
	30 万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計で 300 万円まで
	20 万円未満 (注)	3 年間で均等償却 (残存価額なし)	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日までの間に取得等をする減価 償却資産について適用
	10 万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注) 20 万円未満の減価償却資産であれば、3 年間で、毎年 1/3 ずつ
全額を損金算入することが可能。

同族会社の留保金課税制度の見直し

	現 行	改 正 案
法人 税 法	<u>同族要件</u> 3株主グループによる株式等の保有割合が50%超 <u>留保控除額</u> ① 所得基準額…所得等の金額×35% ② 定額基準額…年1,500万円 ③ 積立金基準額…期末資本金の25%相当額－利益積立金 } 最も 多い 金額	<u>同族要件</u> 1株主グループによる株式等の保有割合が50%超 <u>留保控除額</u> ① 所得基準額…所得等の金額×40%（中小法人にあっては50%） ② 定額基準額…年2,000万円 ③ 積立金基準額…期末資本金の25%相当額－利益積立金 ④ 自己資本比率基準額…自己資本比率（自己資本/総資産）が30%に達するまでの額（自己資本比率が30%未満の中小法人のみ） } 最も 多い 金額
租 税 特 別 措 置 法	<u>不適用措置</u> ① 設立後10年以内の中小企業者 ② 中小企業新事業活動促進法の経営革新計画の承認を受けた中小企業者で経営革新のための事業を実施しているもの ③ 自己資本比率（自己資本/総資産）が50%以下の中小法人 ……→ ……→ ……→ 廃止 2年延長 廃止	

4.土地・住宅税制

土地の売買等に係る登録免許税の特例(18年度改正案)

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの時限措置として、土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の税率について、本則の2分の1に軽減。

登記の種類・原因(主なもの)			本 則	特 例 (H18.4.1～20.3.31)
所有権の保存			0.4 %	
所有権の移転	相続、合併			
	売 買	土 地	2.0 %	⇒ 1.0 %
		建 物		
	その他			
地上権等の設定			1.0 %	
所有権の信託		土 地	0.4 %	⇒ 0.2 %
		建 物		

(注) 不動産登記に係る登録免許税の特例(税率を本則の2分の1に軽減)は、適用期限の到来をもって廃止。

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設（案）

（平成18年4月1日から平成20年12月31日までの措置）

地方公共団体
[以下の計画の区域]

- ① 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の地域住宅計画
（住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限る。）
- ② 建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震改修促進計画（住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限る。）
- ③ 住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画で、
昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた住宅につき、住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものをいう。）

耐震改修工事費用

× 10%



所得税額控除

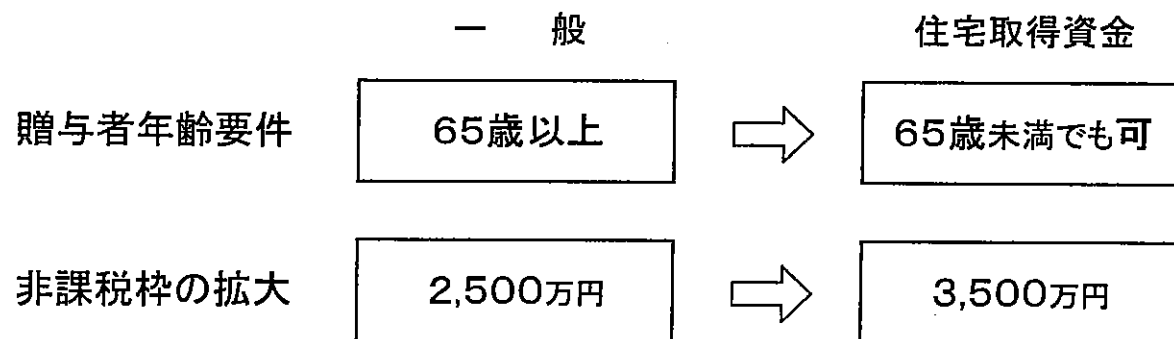
最高 20万円

確定申告

地方公共団体が発行する一定の区域内にある家屋である旨、
耐震改修工事費用の額等を記載した書類等を添付

住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例

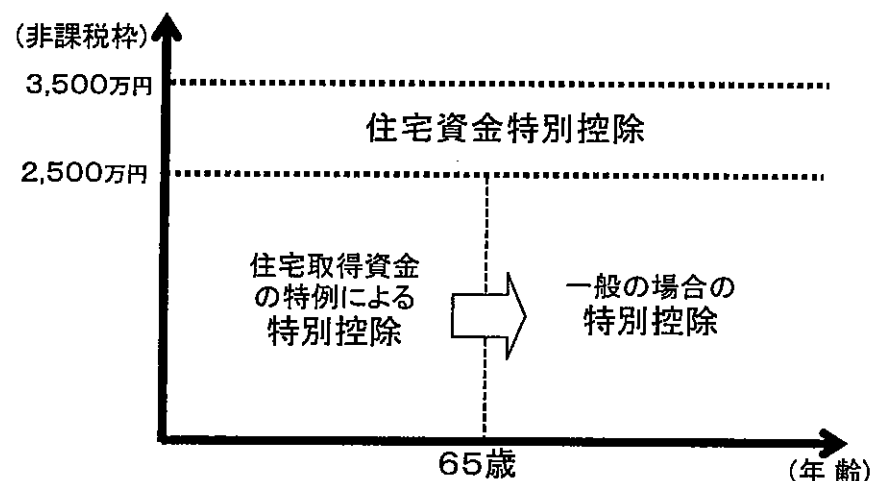
平成15年1月1日から平成17年12月31日まで(18年度改正案:平成19年12月31日まで)の間の措置として、贈与者(親)から贈与を受けた資金が次の要件を満たす住宅の新築、取得又は増改築に充てられた場合には、相続時精算課税制度に係る贈与者年齢要件を撤廃するとともに、非課税枠を拡大(1,000万円の上乗せ)する。



○ 適用対象となる住宅の主な要件

区 分	床 面 積	築後経過年数・工事費用等
住宅の新築・取得、 買換え・建替え	50㎡以上	既存住宅の場合のみ 耐火建築物：築後25年以内 非耐火建築物：築後20年以内 (注)一定の耐震基準に適合するものは、築後経過年数にかかわらず適用対象
住宅の増築、改築、 大規模修繕等	(増改築後) 50㎡以上	工事費用 100万円以上

○ 非課税枠のイメージ



(注) 住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例(5分5乗)に係る経過措置は、平成17年12月31日の期限到来をもって適用関係終了。

5. 国際課税

租税条約関係

- ・ 日英租税条約改正交渉：平成 17 年 7 月、現行条約を全面的に改正することについて、両国間で基本合意。
- ・ 日印租税条約改正交渉：平成 17 年 10 月、現行条約の内容を部分的に改正することについて、両国間で基本合意。
- ・ これらの改正によって、わが国と条約相手国との間の投資交流が一層促進されることが期待される。

(1) 改正の概要

日英条約（全面改正）

① 投資所得の源泉地国課税（限度税率）の引下げ

		現行条約	新条約	日米条約（参考）
配当	親子間	10% →	免税又は 5%	免税又は 5%
	その他	15% →	10%	10%
利子		10% →	免税（金融機関等） 10%（その他）	免税（金融機関等） 10%（その他）
使用料		10% →	免税	免税

② その他

条約濫用を防止する措置の導入（日米条約と同様の措置）

イ「特典条項」の導入

ロ 匿名組合への適正な課税の確保

日印条約（部分改正）

	現行条約	新条約
配当	15% →	10%
利子	10%（銀行） 15%（その他） →	10%
使用料等	20% →	10%

みなし外国税額控除規定の削除

（注）みなし外国税額控除とは、開発途上国が経済開発促進のために減免した税額を納付したものとみなして、外国税額控除の対象とすることを認めるもの。

(2) 国内法制の整備

上記条約を実施するための国内法制の整備が必要。

非永住者制度の適正化

〔現行制度の概要〕

非永住者制度の対象者は、居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて 5 年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人とされている。

〔改正案〕

非永住者制度の対象者を、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年間のうち 5 年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人とする。

（参考）現行の納税者の区分と課税所得の範囲

納税者の区分		課税所得の範囲
居住者	○ 国内に住所を有する個人 ○ 現在まで引き続き 1 年以上居所を有する個人	○ すべての所得（全世界所得）
非永住者	○ 国内に永住する意思（注）がなく、かつ、現在まで引き続いて 5 年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人	○ 国内源泉所得 ○ 国外源泉所得（国内払い・国内送金分に限る）
非居住者	○ 居住者以外の個人	○ 国内源泉所得のみ

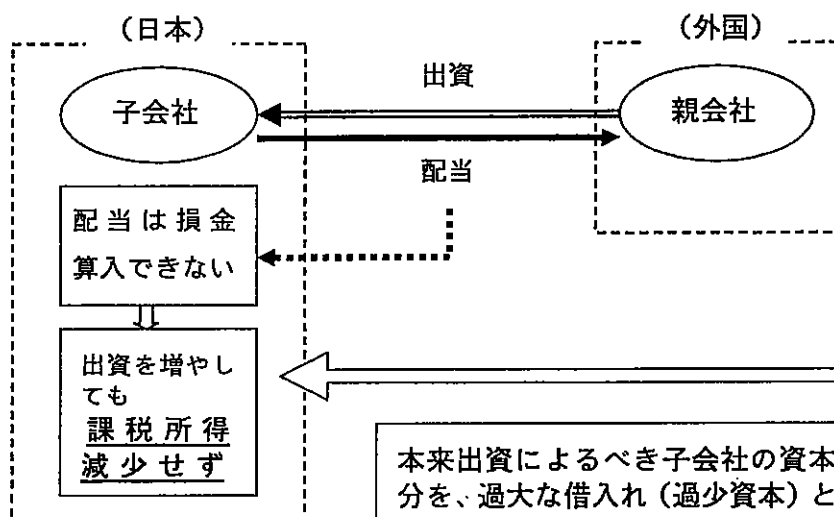
（注）日本の国籍を有しない者は、国内に永住する意思がないものと推定される。

過少資本税制の見直し

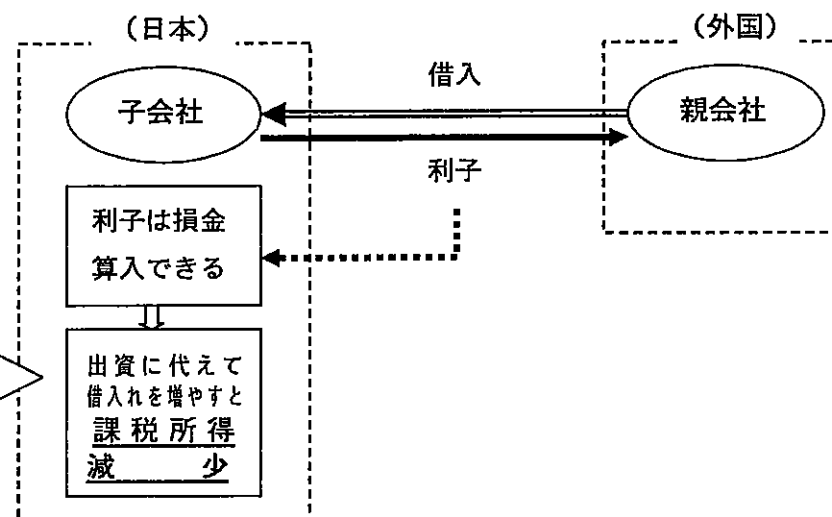
(参考) 過少資本税制の概要

過少資本税制は、海外の関連企業との間において、出資に代えて貸付けを多くすることによる税負担の軽減を防止するために、一定割合を超える支払利子の損金算入を認めないこととする制度である。

【出資により資金調達する場合】

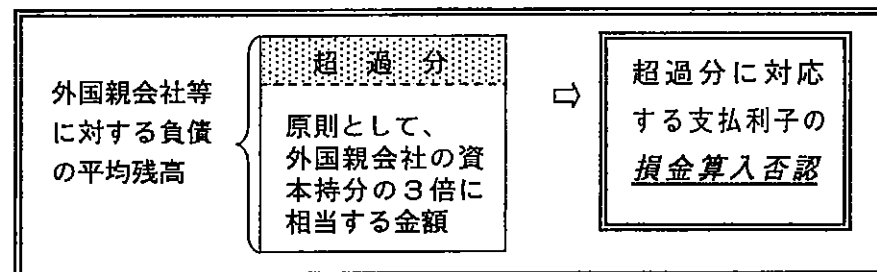


【出資に代えて借入れにより資金調達する場合】



本来出資によるべき子会社の資本部分を、過大な借入れ（過少資本）という形態に代えることにより、我が国での税負担を軽減することができる。

《過少資本税制による租税回避の防止》



(1) 過少資本税制の対象となる負債の範囲の見直し

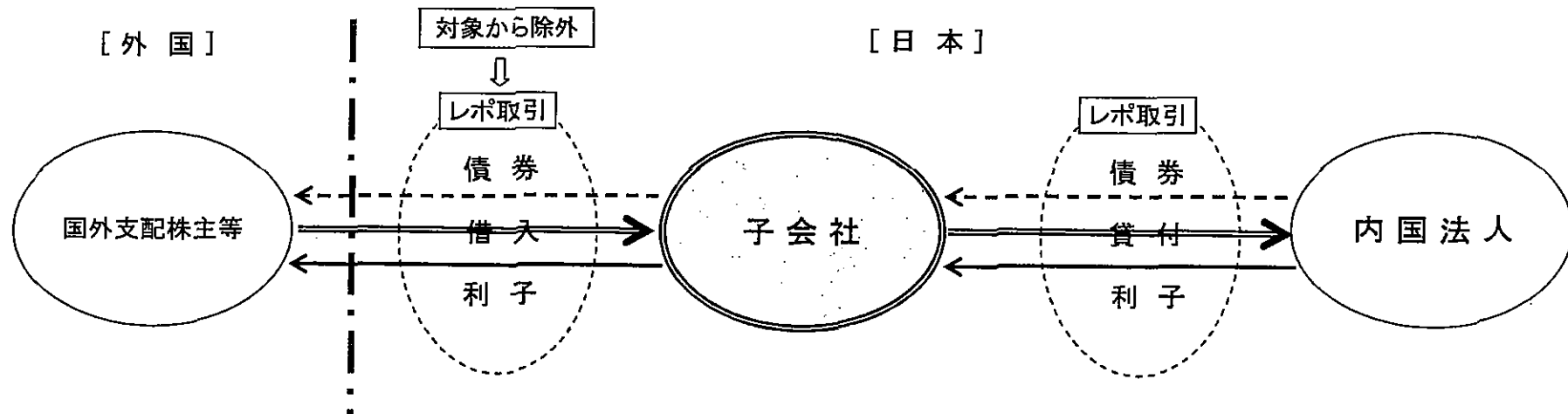
〔現行の取扱い〕

国外支配株主等に対する負債が国外支配株主等の資本持分の3倍を超える場合、その超える部分に対応する国外支配株主等に対する支払利子は損金に算入しないこととされている。

〔改正案〕

国外支配株主等に対する負債から、借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る負債を控除することができることとする。この場合において、適用要件となる国外支配株主等に対する負債の国外支配株主等の資本持分に対する倍率は、2倍超とする。

(レポ取引を利用した海外からの資金調達の仲介)



(2) 過少資本税制の対象となる負債の利子の範囲の見直し

〔現行の取扱い〕

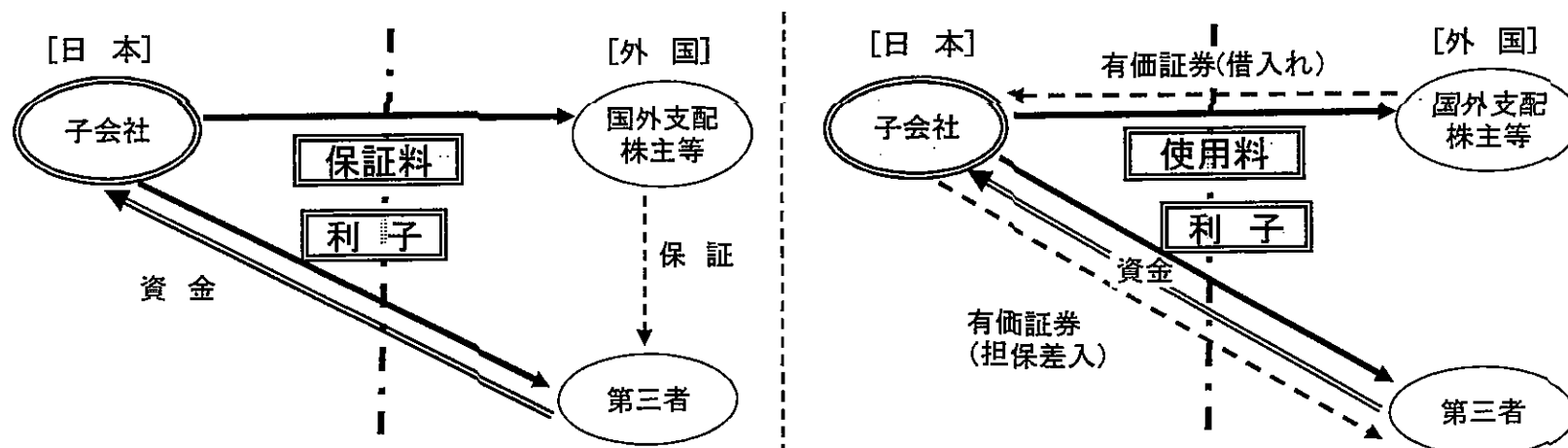
過少資本税制の対象となる負債の利子は、国外支配株主等に対する負債の利子のほか、国外支配株主等が第三者を通じて供与した資金に対する利子を含むこととされている。

〔改正案〕

対象となる負債の利子に、次のもの(わが国の法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。)を加える。

- (1) 国外支配株主等の債務保証により第三者が資金を供与した場合の負債の利子及び債務の保証料
- (2) 国外支配株主等から借り入れた債券を担保に第三者が資金を供与した場合の負債の利子及び債券の使用料
- (3) 上記(1)及び(2)の取引を組み合わせた場合の負債の利子、債務の保証料及び債券の使用料

〔過少資本税制を免れている取引〕



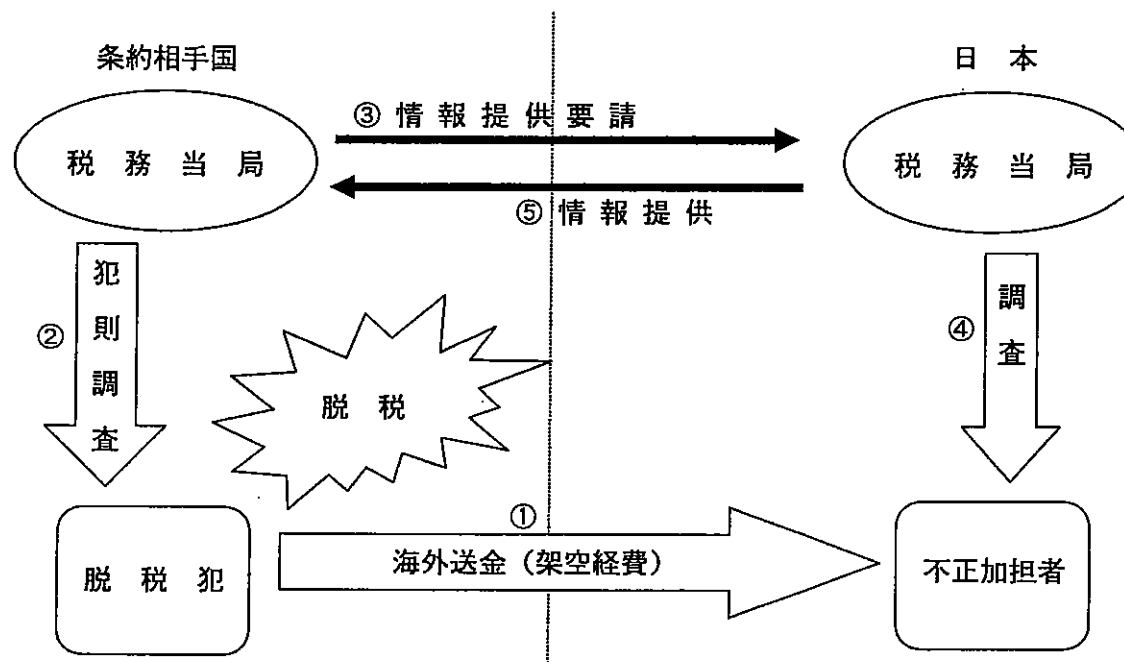
租税条約上の情報交換規定に基づく情報収集手段の拡充

〔現行制度の概要〕

租税条約の情報交換規定に基づく条約相手国からの犯則事件調査のための情報提供要請に応じ、その情報を収集するための調査を行うことができるのは、わが国にも課税利益がある場合に限られる。

〔改正案〕

条約相手国から犯則事件の調査に必要な情報提供の要請があった場合に、わが国に課税利益がない場合も含め、任意調査を行うことができることとする。また、司法審査を経た上で、強制調査を行うことができることとする。



移転価格税制の見直し

〔現行の取扱い〕

内国法人が海外の関連企業との間で取引を行う場合には、その取引に係る所得の海外移転を防止するため、その取引価格を通常取引価格（独立企業間価格）に引き直して課税所得を計算することとされている（移転価格税制）。

移転価格に関する税務調査において、独立企業間価格の算定に必要な帳簿書類の提出がない場合には、税務署長は、一定の方法により算定した金額を独立企業間価格と推定して、課税所得を計算することができることとされている（推定課税）。

〔改正案〕

推定課税において用いることができる算定方法に、既に独立企業間価格の算定方法として認められている取引単位営業利益法及び利益分割法に対応する方法を追加する。

	独立企業間価格の算定方法	推定課税における 独立企業間価格の算定方法
独立価格比準法	同種同様の状況下で行った非関連者間取引の対価の額	—
再販売価格基準法	比較対象取引に係る売上総利益を基礎として算定	類似法人の比較対象事業に係る売上総利益を基礎として算定
原価基準法	比較対象取引に係る売上総利益を基礎として算定	類似法人の比較対象事業に係る売上総利益を基礎として算定
取引単位営業利益法	比較対象取引に係る営業利益を基礎として算定	類似法人の比較対象事業に係る営業利益を基礎として算定
利益分割法	国外関連取引に係る利益を関連者間で分割して算定	国外関連取引に係る事業に係る連結利益を関連者間で分割して算定

新規追加

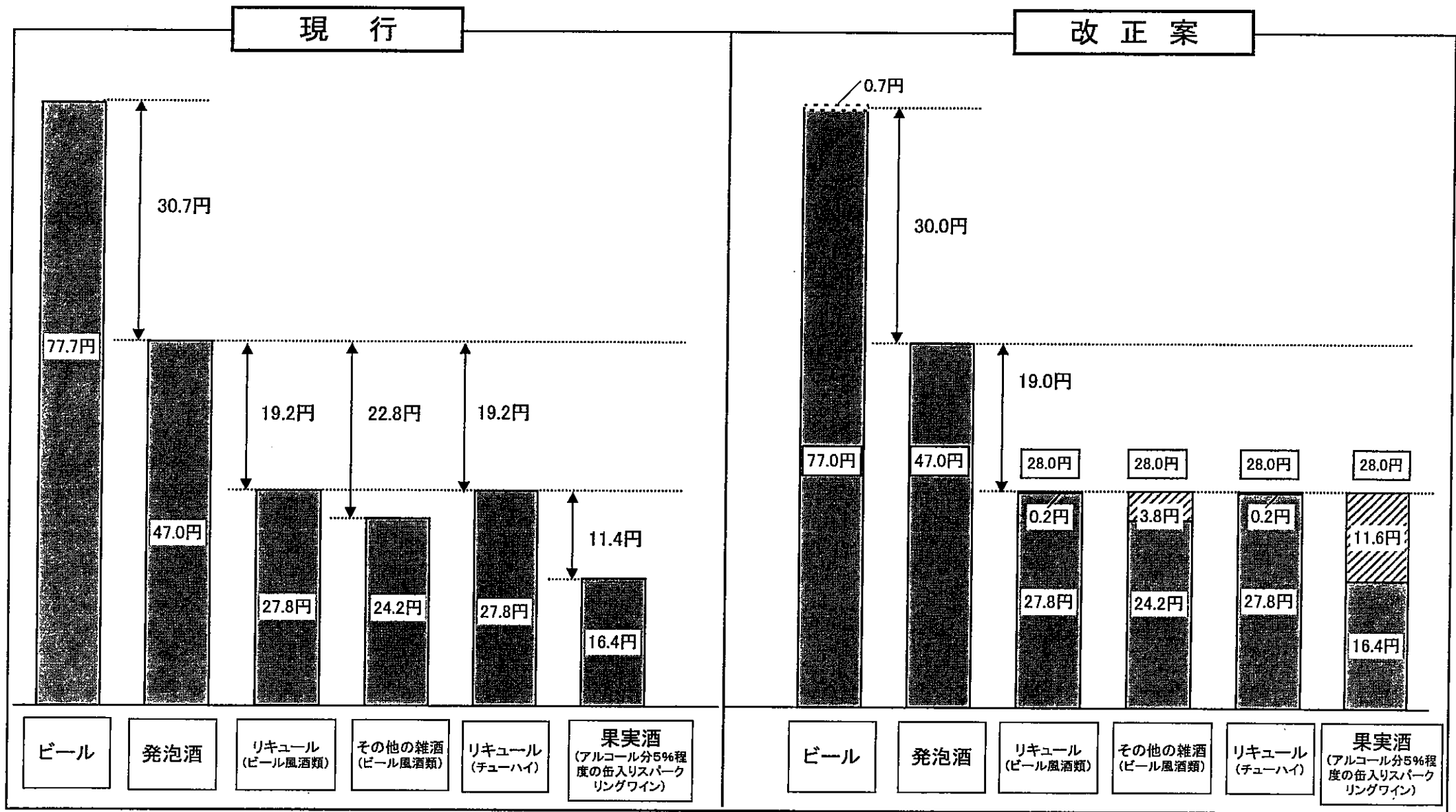
6.酒税・たばこ税

酒税の見直し（案）

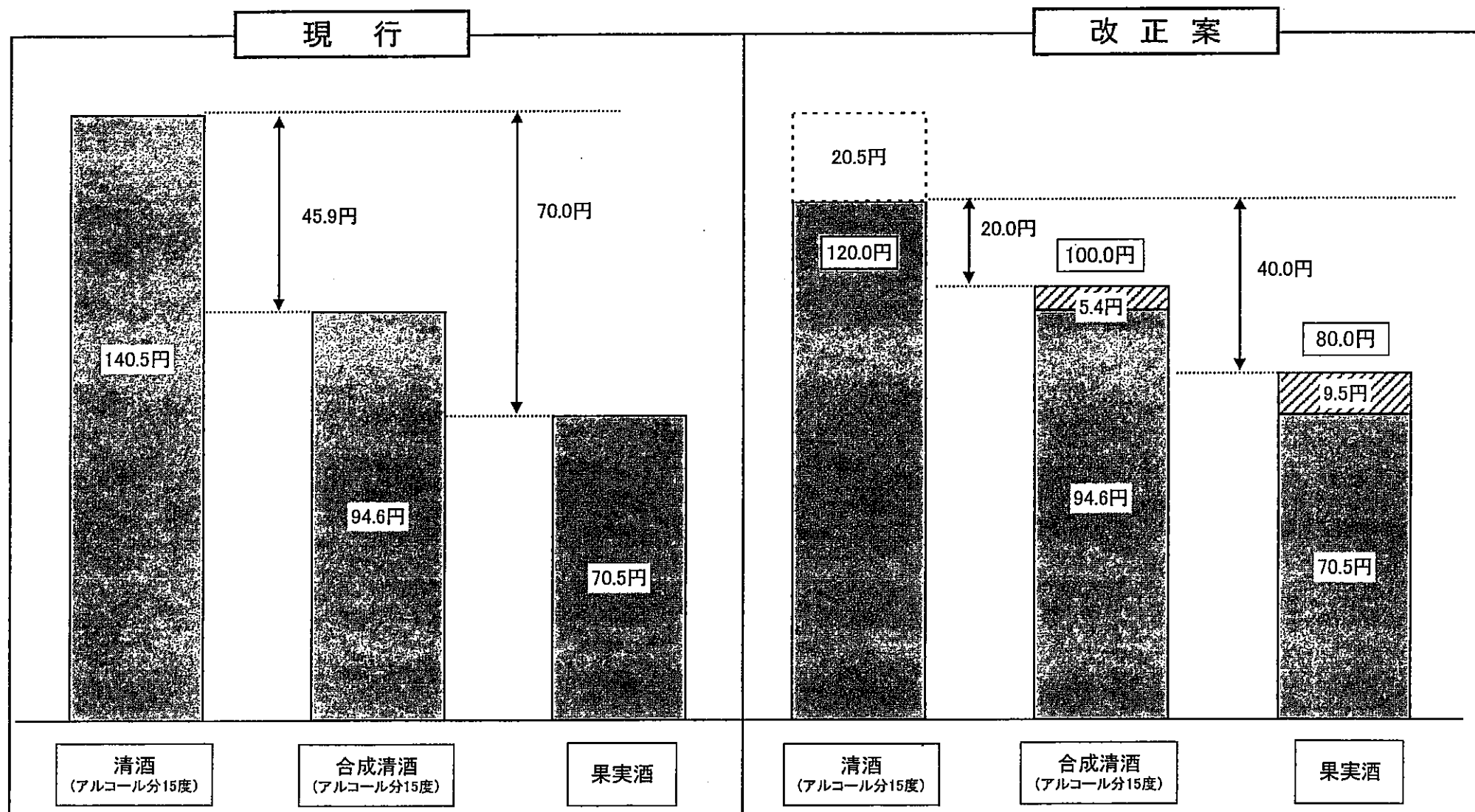
分 類	該 当 す る 酒 類	アルコール分	1 度あたり税率	1 度あたり加算額
発泡性酒類	ビール 【基本税率】	20 度未満	220 円	—
	発泡酒 (麦芽比率 25～50%)	10 度未満	178 円	—
	発泡酒 (麦芽比率 25%未満)	〃	134 円	—
	その他の発泡性酒類 (ホップ等を原料としたもの(一定のものを除く)を除く)	〃	80 円	—
醸造酒類	清酒	22 度未満	120 円	—
	果実酒	—	80 円	—
	その他の醸造酒 【基本税率】	20 度未満	140 円	—
蒸留酒類	しょうちゅう 【基本税率】	20 度	200 円	10 円
	ウイスキー } ブランデー } スピリッツ }	37 度	370 円	10 円
混成酒類	リキュール } 甘味果実酒 } 合 成 清 酒 } み 成 酒 } 粉 成 酒 } 雑 末 酒 } 酒 【基本税率】	12 度	120 円	10 円
		—	100 円	—
		—	20 円	—
		—	390 円	—
		20 度	220 円	11 円

税負担の変化

(1) 低アルコール分の発泡性酒類(350ml)

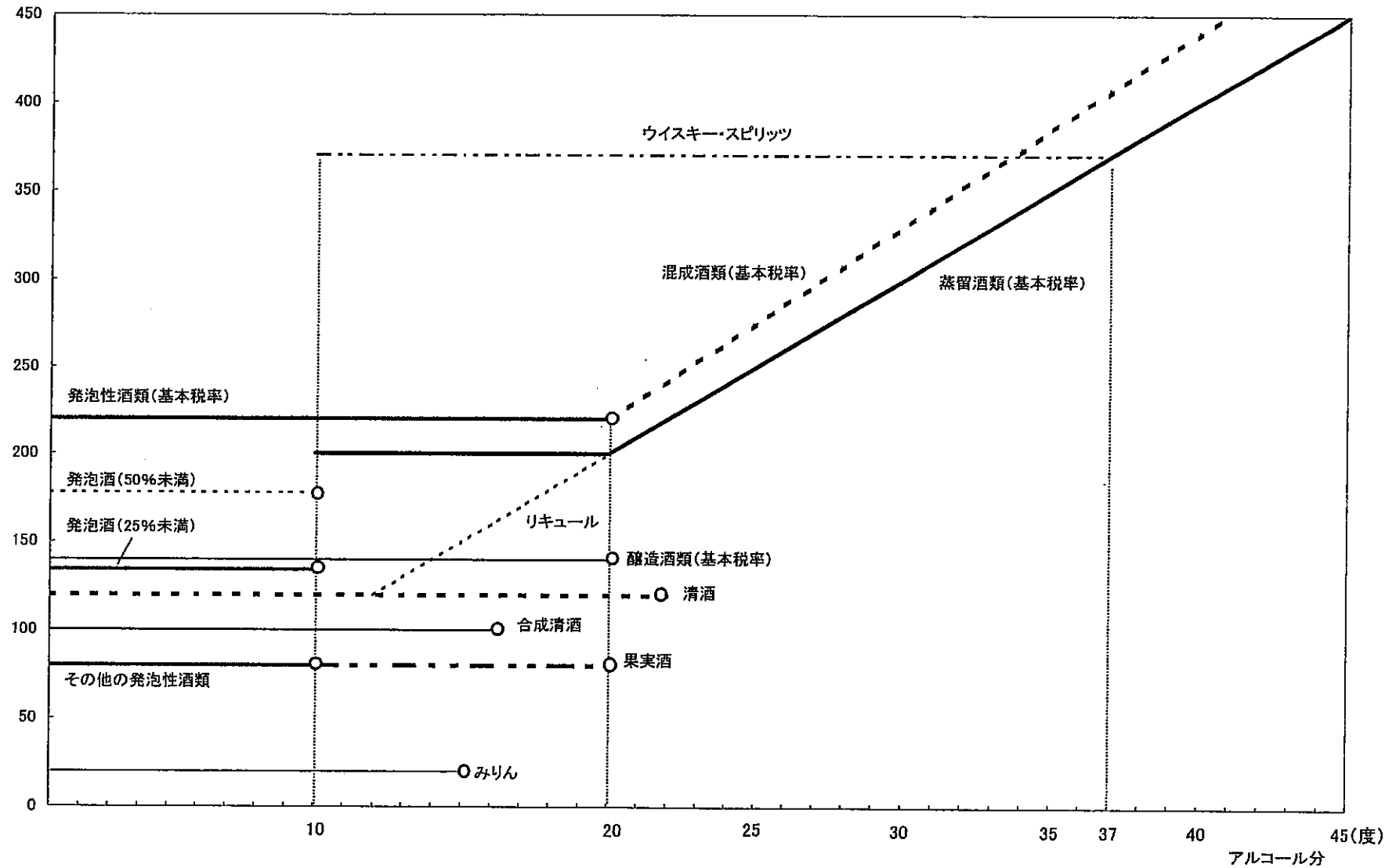


(2) 清酒等(10)



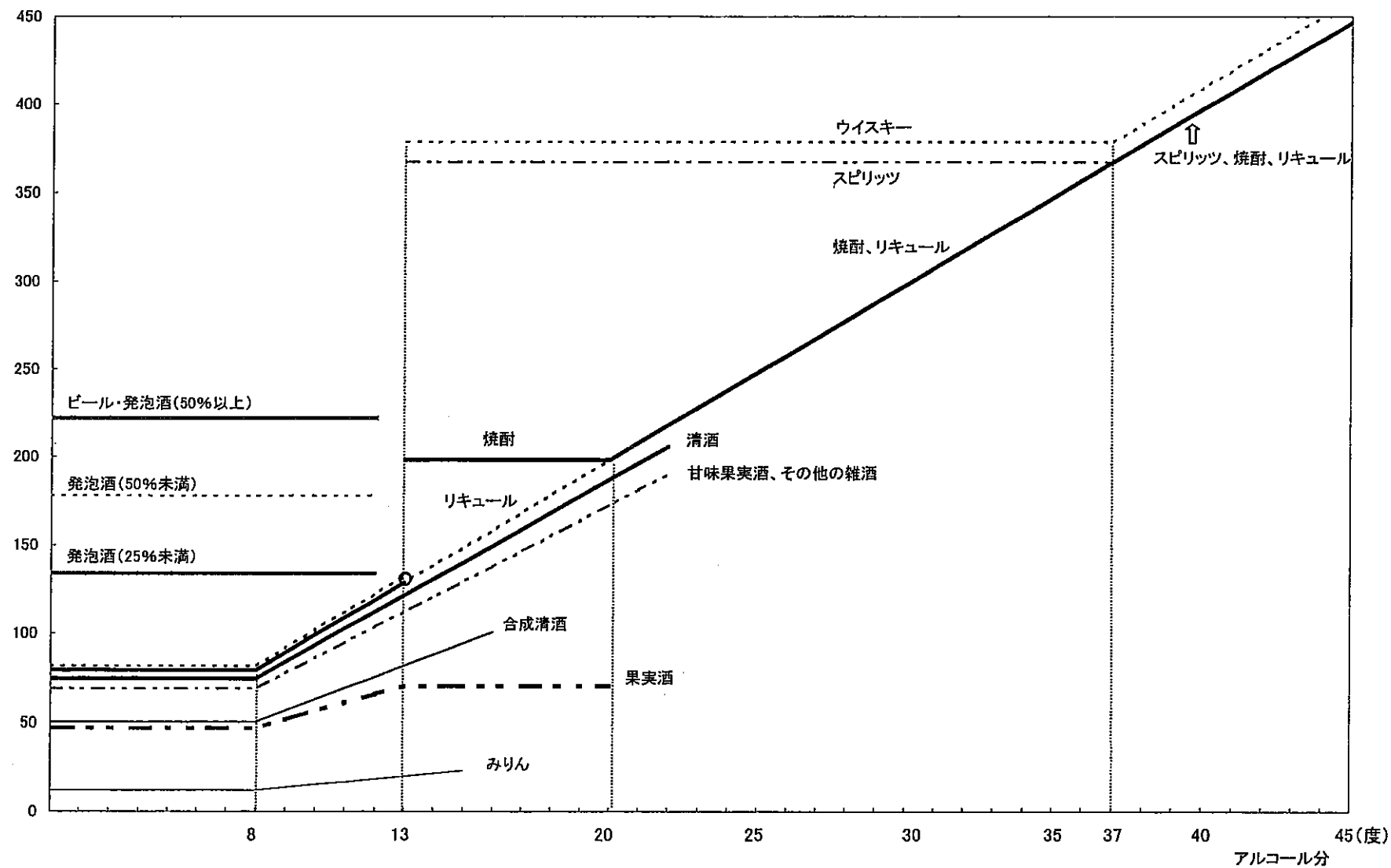
酒税の税率構造の概要(改正案)

(円/ℓ)

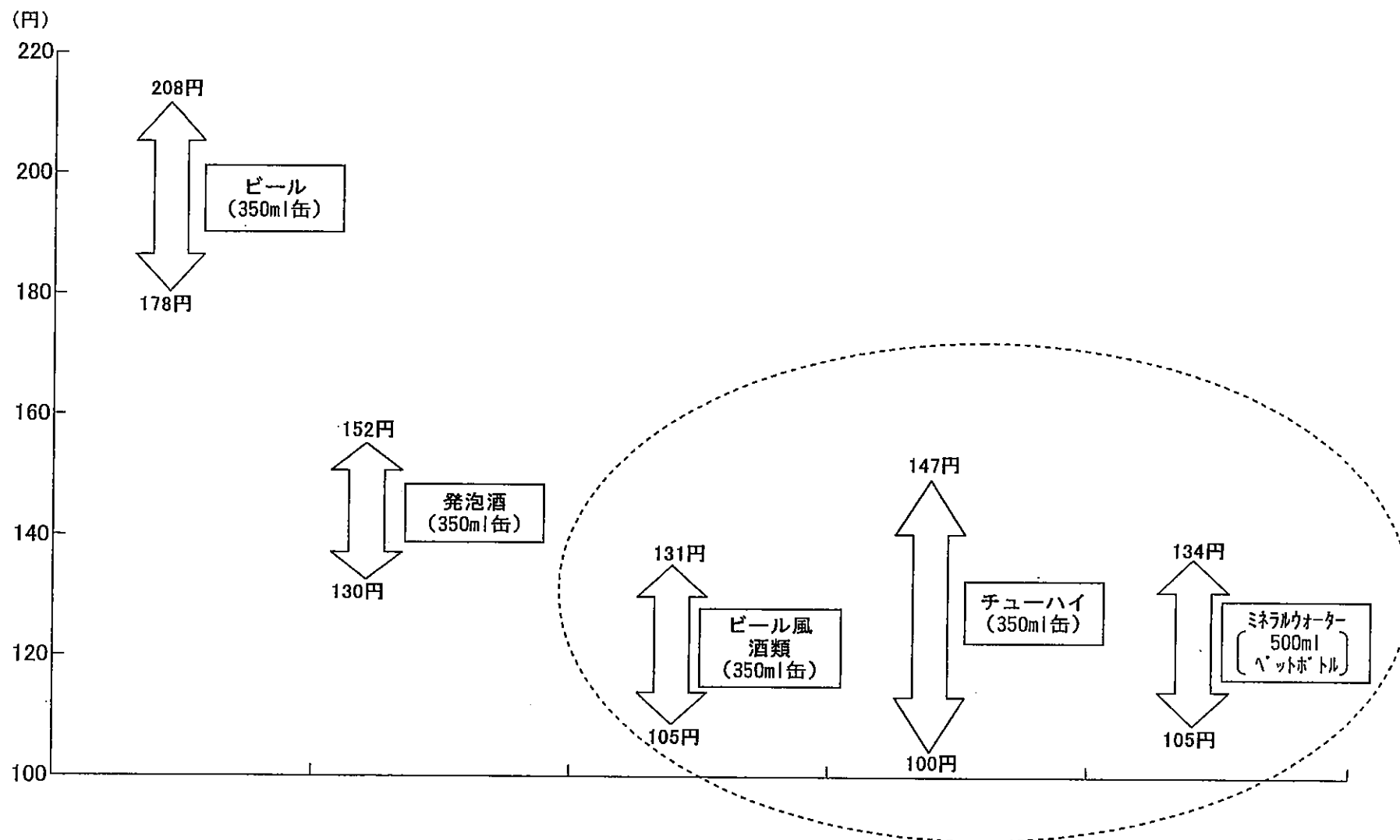


(円/ℓ)

酒税の税率構造の概要(現行)



低アルコール分の酒類等の小売価格



(注) 首都圏のスーパーマーケット、コンビニエンスストアにおける実売価格をサンプリング調査したもの。

たばこ税等の税率引上げ（平成18年度改正）

○ 国・地方合計の1,000本当たりの税率を852円引き上げる（国税426円、地方税426円）。〔平成18年7月1日実施〕

① 製造たばこ（旧3級品を除く）

区 分 種 類	国 の た ば こ 税	地 方 の た ば こ 税			小 計	たばこ特別税	合 計
		道 府 県	市 町 村	計			
現 行	(円/千本) 3,126	(円/千本) 969	(円/千本) 2,977	(円/千本) 3,946	(円/千本) 7,072	(円/千本) 820	(円/千本) 7,892
	↓ +426	↓ +105	↓ +321	↓ +426	↓ +852	±0	↓ +852
改 正 案	<u>3,552</u>	<u>1,074</u>	<u>3,298</u>	<u>4,372</u>	<u>7,924</u>	820	<u>8,744</u>

② 旧3級品の製造たばこ

現 行	(円/千本) 1,484	(円/千本) 461	(円/千本) 1,412	(円/千本) 1,873	(円/千本) 3,357	(円/千本) 389	(円/千本) 3,746
	↓ +202	↓ +50	↓ +152	↓ +202	↓ +404	±0	↓ +404
改 正 案	<u>1,686</u>	<u>511</u>	<u>1,564</u>	<u>2,075</u>	<u>3,761</u>	389	<u>4,150</u>

（注）旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

主な紙巻たばこの改正による税負担割合等の変化（試算）

小 売 定 価	消費税額	消費税抜き 小売価格	国 税		地 方 税		たばこ税 の合計額	負担割合	合計税額 (たばこ税・消費税)	負担割合
			たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税				
270円（20本入り） 〔例；マイルドセブン、 ラクマイルド等〕 現 行	円 12.85	円 257.15	円 62.52	円 16.40	円 19.38	円 59.54	円 157.84	% 61.4	円 170.69	% 63.2
(270円⇒290円の場合) 改 正 案	円 13.80	円 276.20	円 71.04	円 16.40	円 21.48	円 65.96	円 174.88	% 63.3	円 188.68	% 65.1
280円（20本入り） (例；キャビンマイルド等) 現 行	円 13.33	円 266.67	円 62.52	円 16.40	円 19.38	円 59.54	円 157.84	% 59.2	円 171.17	% 61.1
(280円⇒300円の場合) 改 正 案	円 14.28	円 285.72	円 71.04	円 16.40	円 21.48	円 65.96	円 174.88	% 61.2	円 189.16	% 63.1

（備考）「改正案」における小売定価については、たばこ税の税率引上げが実施された後の価格動向が未確定のため、それぞれ20円引き上げられるものと仮定している。

たばこ税等の税収、販売数量の推移

区 分 年 度	国 の たばこ税等	地 方 の たばこ税	合 計	備 考	紙巻たばこの販売数量	前年度比
平成元	億円 9,612	億円 9,654	億円 19,266	消費税創設	億本 3,138	% 102.4
2	9,959	9,964	19,922		3,220	102.6
3	10,157	10,107	20,264		3,283	102.0
4	10,199	10,145	20,344		3,289	100.2
5	10,298	10,280	20,578		3,326	101.1
6	10,398	10,359	20,757		3,344	100.6
7	10,420	10,474	20,894		3,347	100.1
8	10,798	10,523	21,321		3,483	104.1
9	10,176	10,467	20,643	消費税率引上げ	3,280	94.2
10	特 927 10,462	10,449	21,838	たばこ特別税（国）創設（1本0.82円）	3,366	102.6
11	特 2,736 9,050	11,435	23,221		3,322	98.7
12	特 2,644 8,755	11,467	22,867		3,245	97.7
13	特 2,602 8,614	11,277	22,493		3,193	98.4
14	特 2,550 8,441	11,019	22,010		3,126	97.9
15	特 2,411 9,032	11,316	22,759	たばこ税率引上げ（国・地方合計1本0.82円）	2,994	95.8
16	特 2,389 9,097	11,361	22,847		2,926	97.7
17	特 2,262 8,620	10,922	21,804		(2,780)	—
18	特 2,237 9,400	11,598	23,235	たばこ税率引上げ（国・地方合計1本0.852円）	(2,746)	—

- （備考）1. 国のたばこ税の平成10年度以降の「特」は、たばこ特別税の収入である。
2. 国のたばこ税の平成16年度までは決算額、17年度は当初予算額、18年度は予算額（案）である。
3. 地方のたばこ税の平成15年度までは決算額、16年度及び17年度は地方財政計画額、18年度は地方税収入見込額（案）である。
4. 紙巻たばこの販売数量の平成16年度までは日本たばこ協会調べ、17年度は当初予算額、18年度は予算額（案）に係る課税見込数量である。

7.社会経済情勢の変化への対応

地震保険料控除の創設（案）

損害保険料控除を改組し、地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の全額を総所得金額等から控除する地震保険料控除を創設。

地震保険料控除

地震等相当部分の保険料等 支払保険料等の全額 【最高 50,000円】

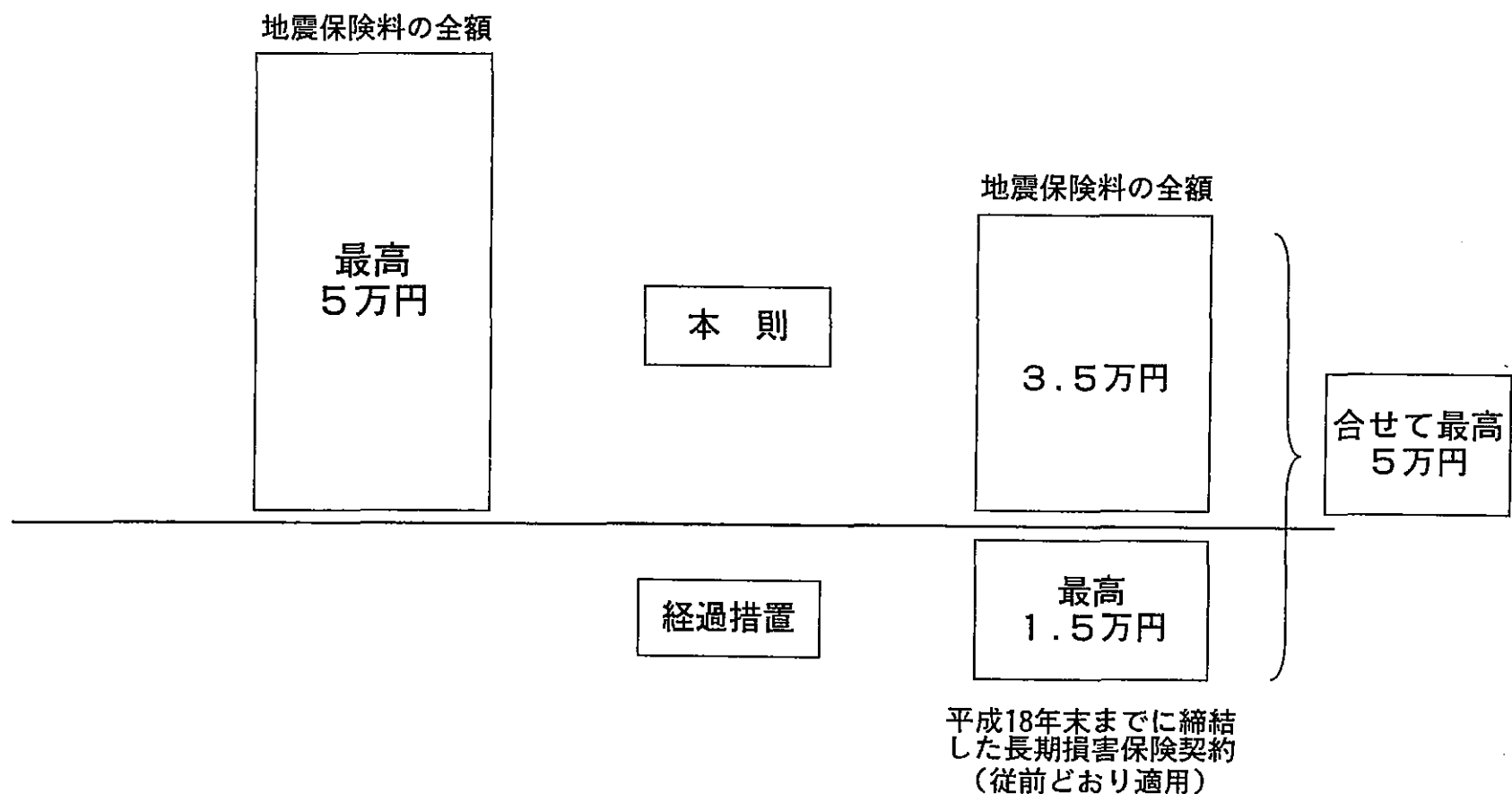
- ※ 1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（上記地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高15,000円）。
2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高50,000円とする。

（注）上記の改正は、平成19年分以後の所得税について適用する。

《参考》 地震保険料控除の創設（案）

○ 地震保険料を適用する場合

○ 旧長期損害保険料と地震保険料を適用する場合



（注）平成19年分以後の所得税について適用する。

所得税の寄付金控除(案)

[現行制度の概要]

特定寄付金を支出した場合には、次の金額が所得控除できる。

(特定寄付金)

- ① 国又は地方公共団体に対する寄付金
- ② 指定寄付金
- ③ 特定公益増進法人に対する寄付金
- ④ 認定特定非営利活動法人に対する寄付金
- ⑤ 政治活動に関する寄付金(特定の政治献金)

$$\text{寄付金控除額} = \left(\text{その年中に支出した特定寄付金の合計額} \right. \\ \left. \text{(総所得の30\%相当額が限度)} \right) - \underline{1万円}$$

改正案

5千円

申告書の公示制度

[改正案] 公示制度の廃止
(所得税、相続税、贈与税、法人税、地価税)

[現行制度]

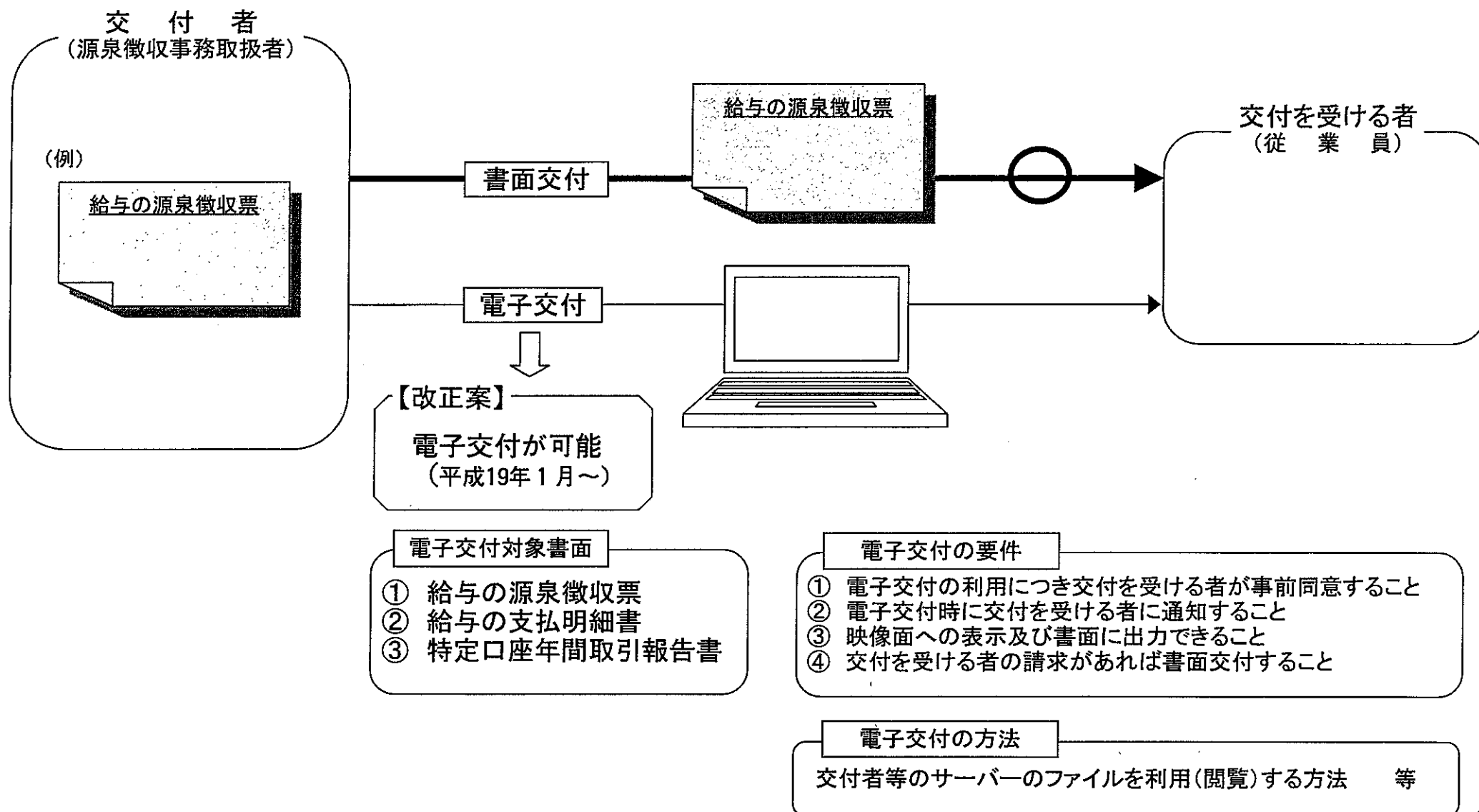
	所得税	相続税・贈与税	法人税
根拠条文	所得税法 233条 【昭和25年創設】 施行規則 106条	相続税法 49条 【昭和25年創設】	法人税法 152条 【昭和25年創設】 施行規則 68条
公示要件	税額 1,000万円超	(相続税) 課税価格 2億円超 遺産総額 5億円超 (贈与税) 課税価格 4,000万円超	所得金額 4,000万円超 (2,000万円超)
公示事項	① 氏名 ② 住所 ③ 所得税の額	① 氏名 ② 納税地 ③ 課税価格	① 法人の名称 ② 納税地 ③ 代表者の氏名 ④ 所得金額 ⑤ 事業年度の開始及び終了の日

(注) 1. 法人税の()書きは、事業年度が6月以下の場合である。連結法人についても対象となる。

2. 相続税の課税価格とは各相続人の課税価格であり、遺産総額とは被相続人の財産の価額から債務の金額を控除した後の金額である。

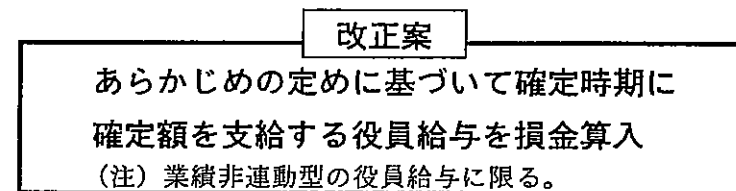
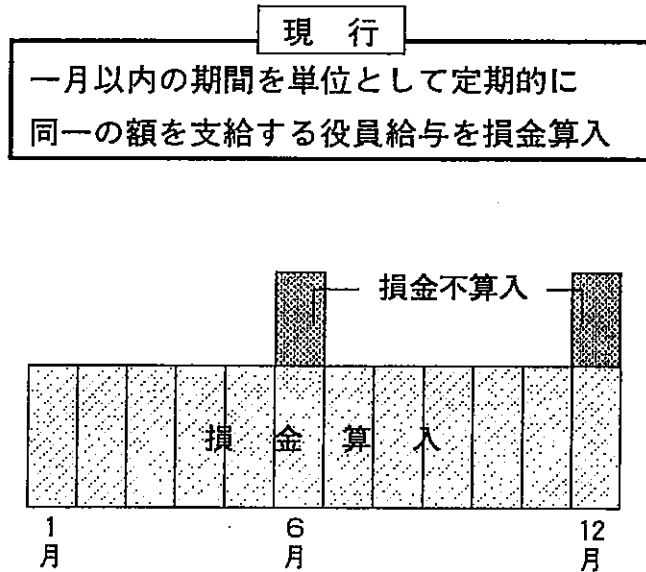
3. 上記の他、課税停止中である地価税についても公示制度がある。

給与の源泉徴収票等の電子交付

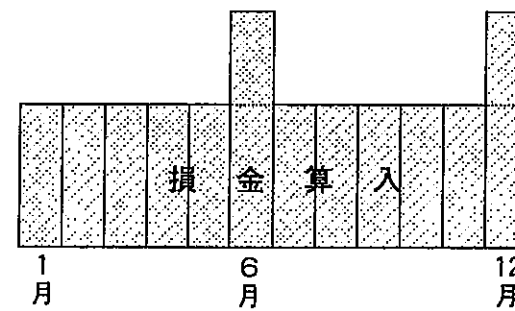


役員給与の損金算入のあり方の見直し

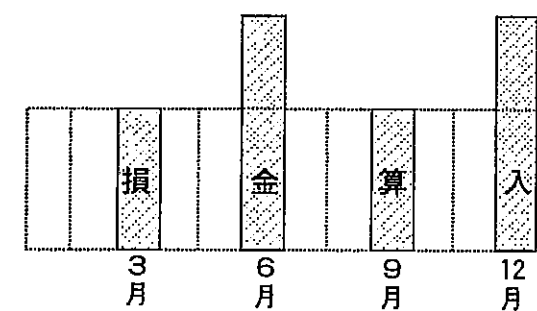
○いわゆる定期定額要件の緩和



例) 毎月支給

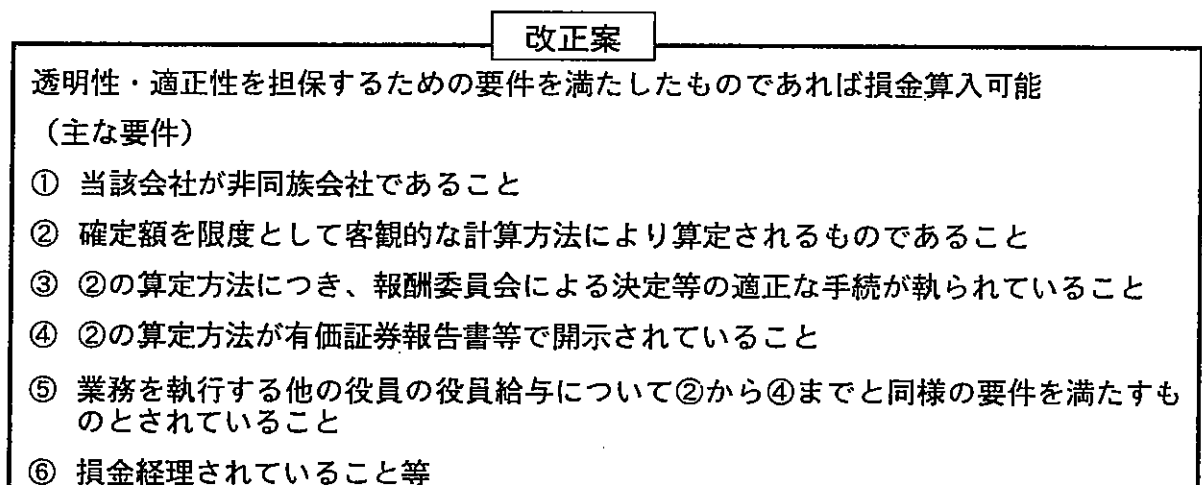
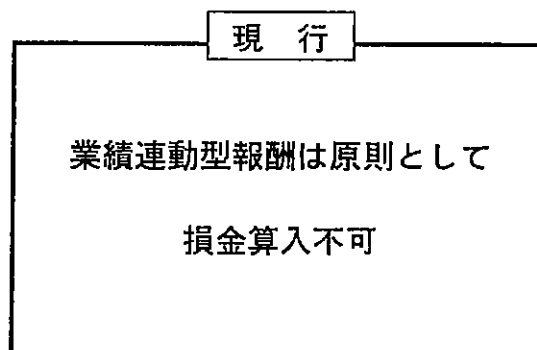


例) 四半期毎支給



あらかじめの定めが必要

○業績連動型報酬への対応



実質的な一人会社のオーナー役員への役員給与の損金算入制限措置

背景

新たな会社法（本年5月施行予定）による法人設立の容易化

現行商法

- ・株式会社・有限会社のみ一人会社が設立可能
- ・株式会社設立時には最低1,000万円の払込みが必要
- ・人的会社の社員の最低一人は無限責任である必要

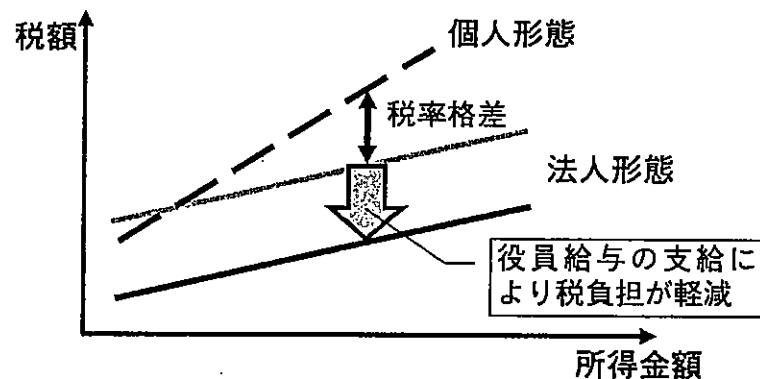
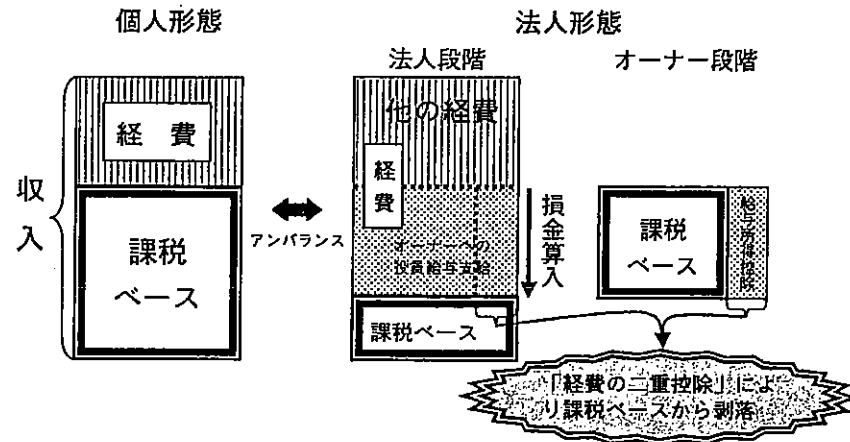


新会社法

- ・合資会社を除き一人会社が設立可能
- ・会社設立時の払込価額規制を撤廃
- ・合同会社制度では一人会社の社員も有限責任となる

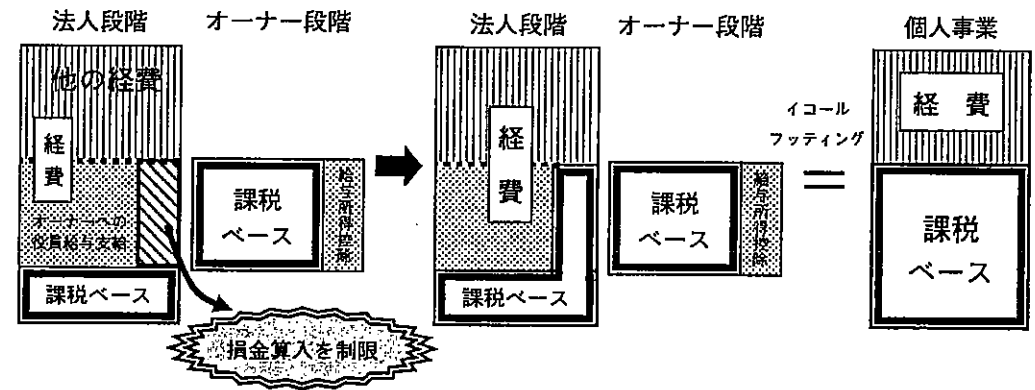
現行

役員給与の支給による個人形態と法人形態との税負担格差



改正案

損金算入制限措置



対象：実質的な一人会社（オーナー及びその同族関係者等が株式等の90%以上を保有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社）

措置の内容：オーナーへの役員給与について「経費の二重控除」に相当する部分（給与所得控除相当部分）の法人段階での損金算入を制限

適用除外：①所得（個人事業所得相当分）が年800万円以下である場合
②所得（個人事業所得相当分）が年800万円超年3,000万円以下であり、かつ、当該所得に占めるオーナー給与の割合が50%以下である場合

認定NPO法人制度の改正(概要)

パブリック・サポート・テスト (PST) の緩和

寄附金総額－(一者当たり基準限度超過額＋少額寄附金＋匿名寄附金)

≥ 1/5

総収入金額－(国等の補助金・委託事業収入等＋少額寄附金＋匿名寄附金 等)

- (注) 1. 実績判定期間(直前2事業年度の期間)で判定(各事業年度ごとに10分の1以上)。
 2. 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者(親族関係者は同一の者とみなす)からの寄附金の合計額のうち寄附金総額の5%超の部分を用いる。
 3. 5分の1の割合は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの措置(本則3分の1)。

改正案

☆ 分子算入項目の追加

- ・ 社員の会費(共益的活動部分を除く)
 - ・ 国等の補助金(現行の計算式との選択可)
- (注) いずれも分子算入寄附金を限度

☆ 計算の簡素化

- ・ 一般の寄附者は親族合算不要

☆ 分子算入額の拡充

- ・ 特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金は50%超に拡充

☆ 特例措置の継続

- ・ 2年延長

改正案

☆ 小規模法人の特例(計算式の簡素化)

実績判定期間において、平均総収入金額が800万円未満、一者につき3,000円以上の寄附金を50者以上の寄附者から受け入れている法人
 上記のPSTに代えて、簡素化された計算式を選択可能(2年間の措置、割合は1/3以上)

簡素化の内容: 「少額寄附金」及び「匿名寄附金」の控除計算、「一者当たり基準限度超過額」の親族合算、事業年度ごとの判定が不要。

情報公開、事業・運営組織の適正性に関する要件の見直し

○ 適切な情報公開

- ・ 寄附者に関する事項(寄附金20万円以上の者の住所・氏名・寄附金の額の公開 等)
- ・ 報酬・給与に関する事項(給与受給者の氏名・金額 等)

○ 運営組織の適正性

- ・ 役員や社員のうちにその親族が占める割合が1/3以下であること

改正案

☆ 個人情報等公開範囲の合理化

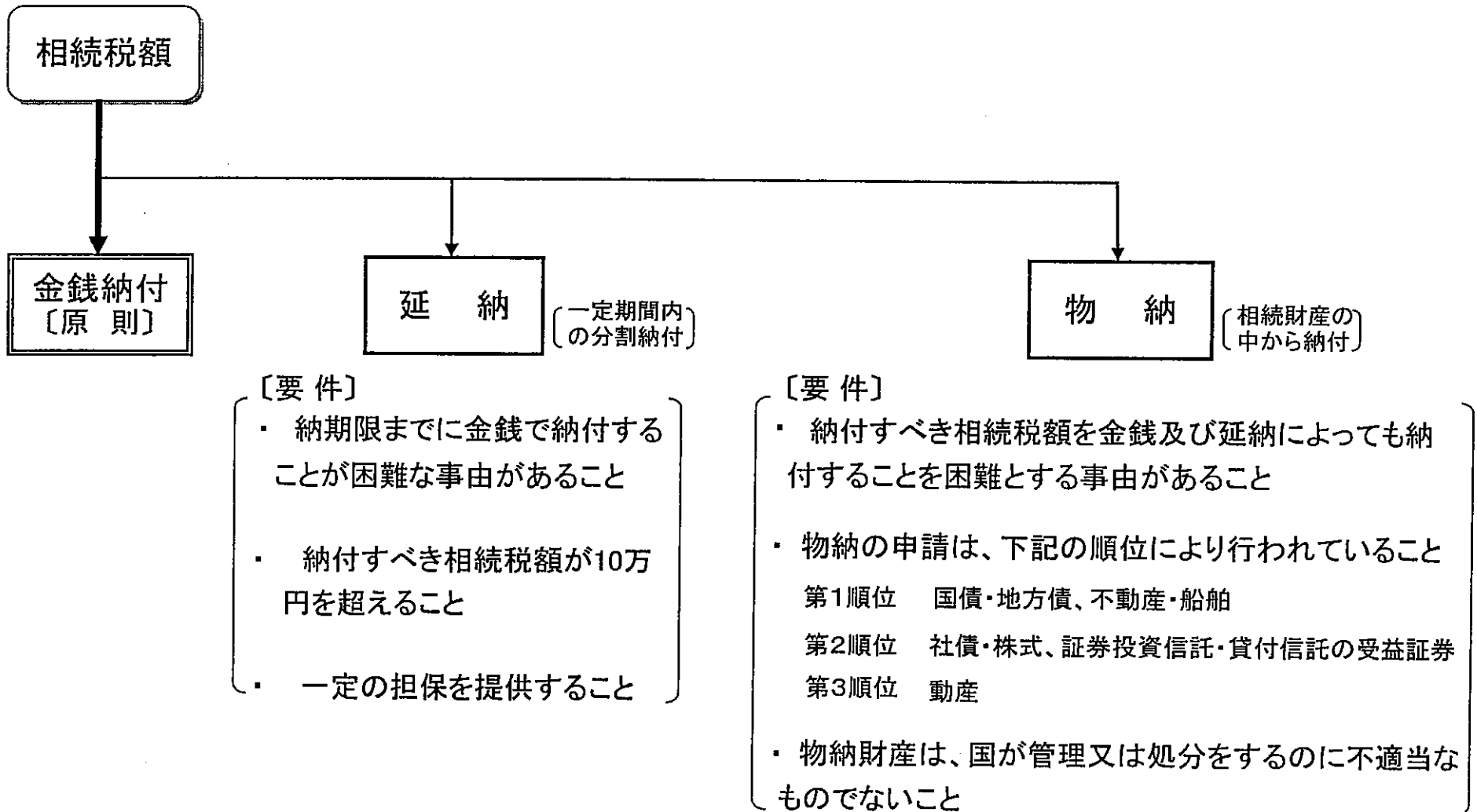
- ・ 一般の寄附者は国税庁へ書類提出のみ
- ・ 役員、社員等の住所の閲覧廃止
- ・ 一般従業員の個別給与の閲覧廃止(従業員総数及び支給総額を公開)

☆ 社員の親族要件の適用除外

- ・ 社員100名以上の法人

8.その他

相続税の納付の方法



※ 物納財産の収納価額は、原則として課税価格計算の基礎となったその財産の価額（相続税評価額）による。

物納制度の見直し(案)(ポイント)

○ 物納許可基準を明確化し、円滑な物納を可能にする

- ・ 物納不適格財産を法令で限定・明確化

⇒ この結果、従来、物納不適格とされる場合もあった非上場株や市街化調整区域内の農地・山林についても、所要の要件を満たせば物納が可能となる。

(注) 市街化調整区域内の農地・山林等、処分(換価)しにくい財産は物納劣後財産とされ、他に売却し易い不動産がない場合に限り物納が可能となる。

○ 物納手続の迅速化・明確化を図る

- ・ 物納の許可に係る審査期間(原則3ヶ月以内)の法定
- ・ 物納手続に必要な書類の明確化及び提出期限の法定
- ・ 納税者による書類提出期限の延長手続(最長1年間)の整備
- ・ 補正手続その他の手続の整備

○ その他納税者の利便の向上等を図る

- ・ 延納中に延納困難となった場合に物納を認める制度の創設
- ・ 物納に係る利子税の整備 等

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用する。

郵送等による申告書等の提出時期

[現 行]

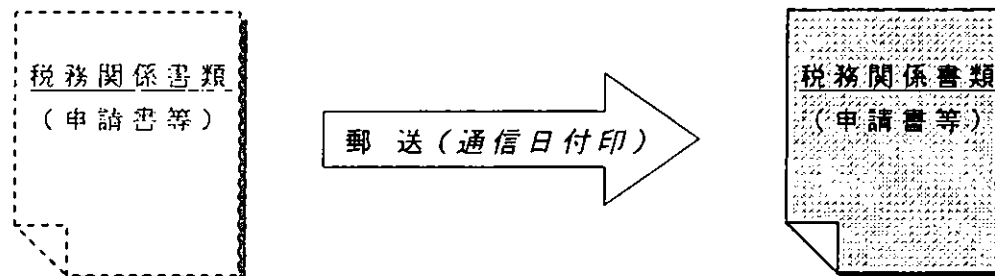
確定申告書及びその添付書類は発信主義。それ以外の税務関係書類は到達主義。

[改正案]

発信主義の対象として、青色申告承認申請書など、税務の後続手続に影響を及ぼすおそれのない税務関係書類を加える。

税務関係書類

隔地者に対する意思表示は、相手方に到達した時から効力が生ずる(民法 97 条)。＝ 到達主義



※ 税務署に到達した日から効力発生

郵送等により提出される確定申告書等 (その提出に関連して提出されるものを含む。)

通信日付印の日に提出されたものとみなされ、その日から効力が生ずる(国税通則法 22 条)。＝ 発信主義



※ 郵便局の通信日付印が押された日から効力発生

期限後申告を自主的行った場合の加算税の取扱い

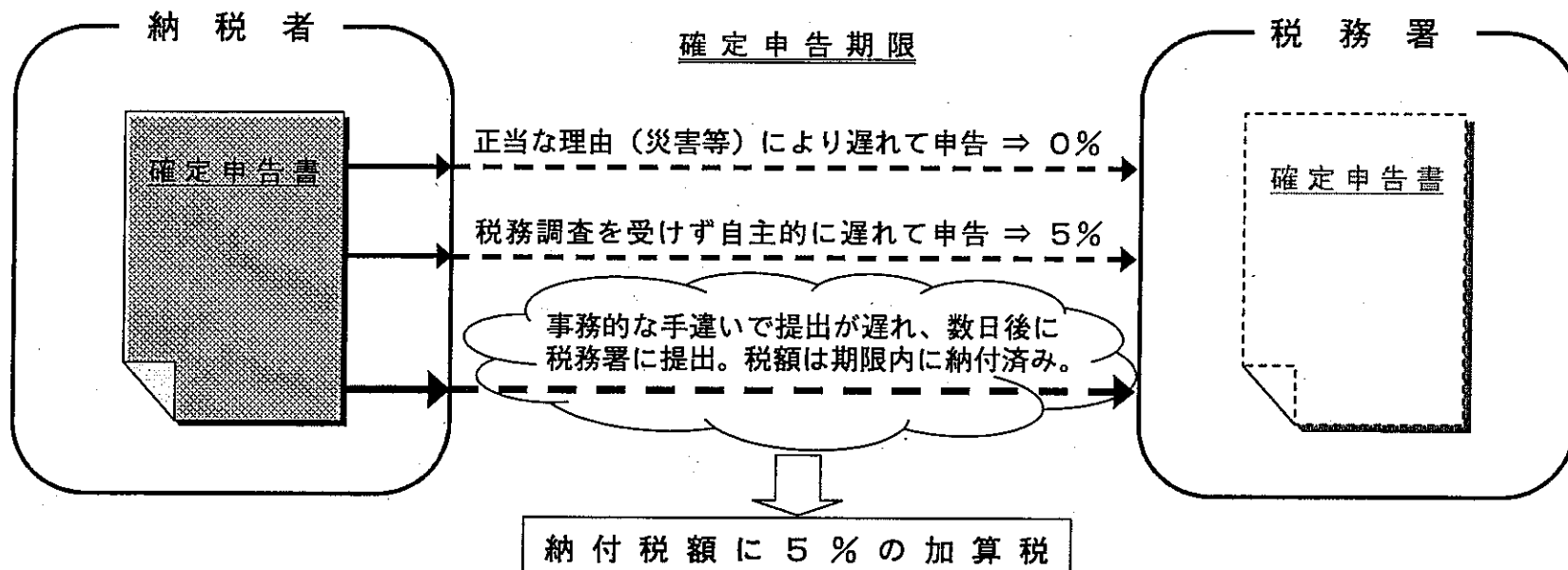
[現 行]

期限後申告を自主的行った場合には、納付すべき税額に5%の無申告加算税が課される。

[改正案]

上記の自主的な期限後申告について、①法定申告期限から2週間以内に申告が行われ、かつ、②納付税額の全額が法定納期限までに納付されているなど、期限内申告書を提出する意思があったと認められる場合には、無申告加算税を課さないこととする。

(注) 不納付加算税についても、同様の措置を講ずる。



無申告加算税の割合の見直し

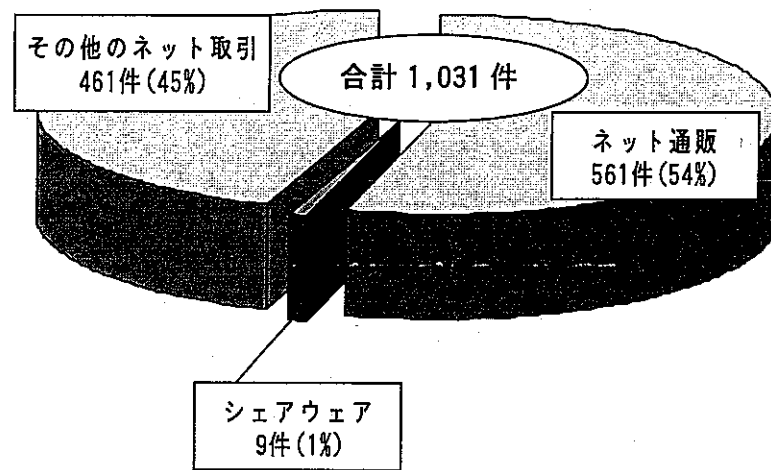
[現 行]

期限後申告又は決定による納付すべき税額に対して、15%の無申告加算税が課される。

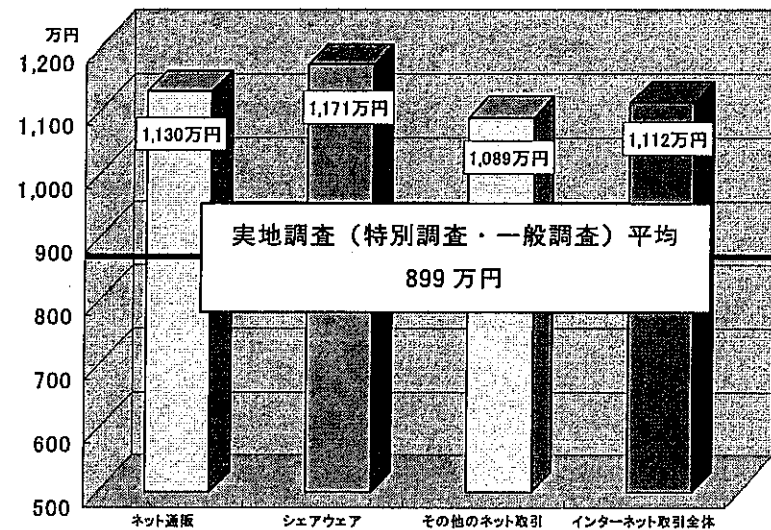
[改正案]

無申告加算税の割合を20%とする（納付すべき税額が50万円以下の部分については、15%）。

○ インターネット取引区分別の調査件数の状況



○ 1件当たりの申告漏れ所得金額の状況



（出所）国税庁「平成16事務年度における所得税及び消費税調査等の状況（概要）」

（参考1） 上記取引区分別の調査件数の合計1,031件のうち、2割弱程度が無申告

（参考2） 無申告の事例 ～ 平成16年度等における課税実績（国税庁記者発表関係資料）より

- 個人事業者：インターネットによる健康食品の販売代金を一切申告せず
- 法人：インターネットによる通信販売によって得た多額の利益を一切申告せず

更正の請求制度

[現 行]

後発的事由による更正の請求 ― 申告期限後に生じたやむを得ない理由（判決等）がある場合、税務署長に対して、その理由が生じた日から2月以内に更正の請求を行うことができる。

[改正案]

「後発的事由による更正の請求」の対象に『過去にさかのぼる取扱いの変更』を加える。

➤ 最高裁判決（17年2月）

贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換手数料について、同会員権を譲渡した場合における譲渡所得の計算上「資産の取得費」として控除されると判示された。

➤ 国税庁の対応（17年2月）

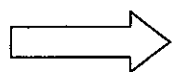
上記判決を受けて、過去5年にさかのぼり、同様のものは同様の取扱いに改めることとした。

過去にさかのぼって取扱いを改める必要が生じた事例は、おそらく初めて。

➤ 納税者の手続（17年2月～）

取扱いの変更により、過去に申告した税額が減少する納税者は、税務署長に対して以下の手続を行い、減額更正の処分を受け、還付金を受領した。

- ① 申告期限から1年以内のもの ＝ 法令上の手続である「更正の請求」を提出。
- ② 申告期限から1年を超えるもの ＝ 法令上の手続でない職権による減額更正の「依頼」を提出。

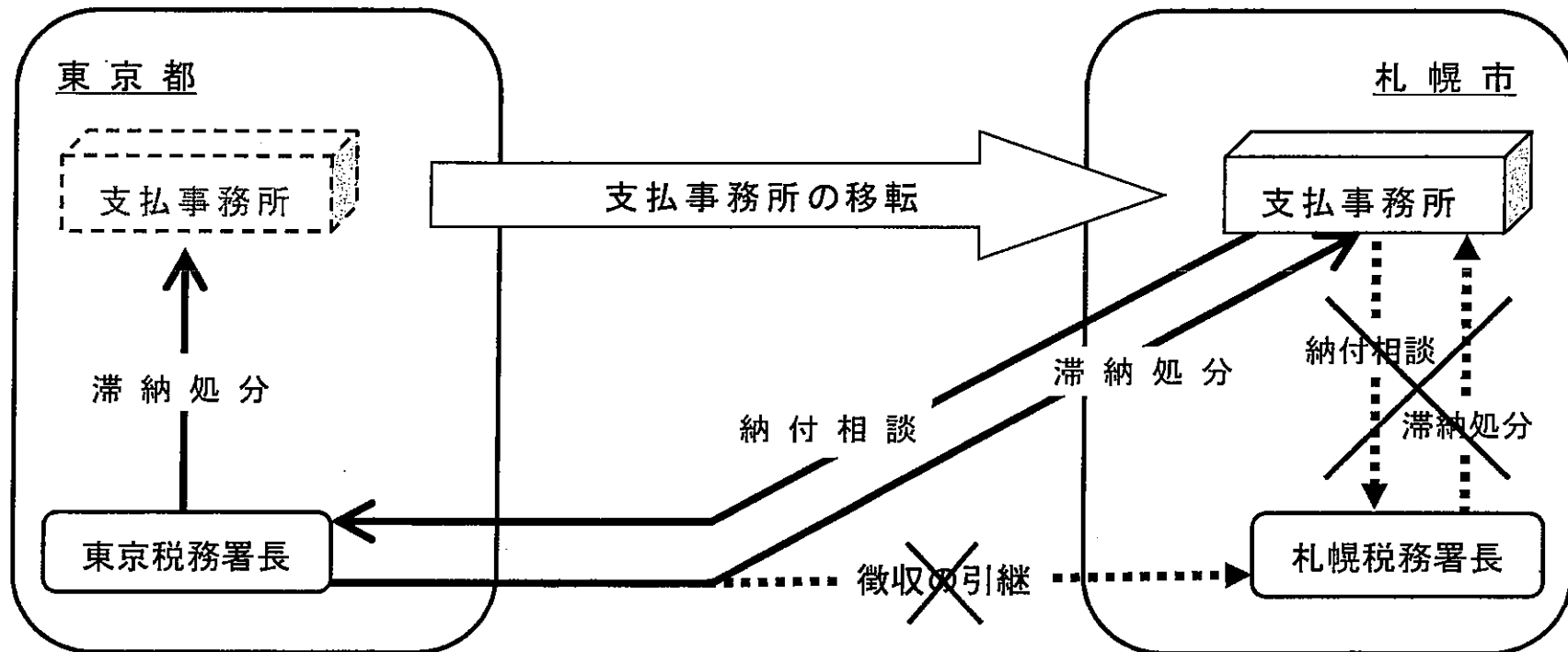


『過去にさかのぼる取扱いの変更』は、「後発的事由による更正の請求」の対象ではないため、納税者は正当な権利として主張できない。

源泉所得税の徴収の引継

[改正案]

税務署長は、その徴収する国税について他の税務署長に徴収の引継ぎをすることができることとする。



(注) 源泉所得税の納税地は、給与等の支払の日における支払事務所の所在地とされている。